

中間市男女共同参画プラン きらりⅢ (案)

令和6年度～令和10年度

“ひとり一人が生きるまち なかま”
をめざして

令和5年12月

中 間 市

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
	1. 計画の目的	1
	2. 計画の背景	2
第2章	計画の概要	5
	1. 計画の基本理念	5
	2. 計画の名称とテーマ	5
	3. 計画の基本目標	6
	4. 施策の体系	7
	5. 計画の性格	8
	6. 計画の期間	8
	7. 計画策定に係る調査等の概要	8
第3章	計画の内容	11
	第1節 地域における女性の活躍推進	11
	第2節 働く権利の保障と働く場における男女平等の推進	22
	第3節 男女の自立促進と生活・子育て支援	33
	第4節 男女の健康づくりと暴力の根絶	45
	第5節 男女共同参画社会の 実現に向けた啓発・教育の推進	53
第4章	推進体制の整備	57

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の目的

我が国においては、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会における取り組みとも連動しながら、男女共同参画基本法に基づく計画や成長戦略等を通じた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）をはじめとしたさまざまな取り組みが進められてきました。その結果、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、社会が大きく変わり始めています。さらに、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、国における男女共同参画の実現に向けた取り組みは新たな段階に入りました。

しかしながら、政治の場や社会通念、慣習、しきたりなどで固定的な性別役割分担意識は依然として根深く、男女共同参画社会の実現にはまだ多くの課題が残されています。また、非正規雇用労働者の多くを女性が占めることで、社会的・経済的な自立が難しくなる一方、正規雇用労働者として基幹的業務が集中する男性が長時間労働に陥る状況が依然として解消できていません。さらに、2020（令和2）年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけに、全国的な非正規雇用労働者の失業や減収、配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）など、課題の根深さが顕在化しており、男女共同参画社会の実現に向けたより一層の取組が必要となっています。

このような状況の中で国は第5次男女共同参画基本計画を策定し、以下の4つを目指すべき社会（女性に対する暴力は根絶されている。また、「昭和の働き方」ともいうべき「男性中心型労働慣行」から脱却し、女性が健康的に活躍できる社会）とし、その実現を通じて、基本法が示す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

以上のように男女共同参画社会を形成していくため女性が様々な分野でその力を発揮する機会を得ることは、公平・公正の理念からも必要ですが、2022（令和4）年度に実施した「中間市男女共同参画に関する市民意識調査」からは、すべての場において、女性より男性の方が優遇されているという割合が高く、特に、「社会通念・慣習・しきたり」と「政治や政策決定の場」での男女不平等感がみられる状況です。

しかしながら、人口減少と少子高齢化の進む中間市にとって、あらゆる分野、局面において、活気を取り戻すためには、女性の活躍が重要といえます。

中間市においては、全ての市民がお互いに一人の人間として尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目標に、2004（平成16）年「中間市男女共同参画プラン」の策定を手始めに、その後、5年ごとに見直し、2019（令和31）年に見直しを行いました。その後5年が経過し、今年度が計画の見直しの年にあたることから、施策の評価や課題をふまえた上で、新たに計画を策定しました。

2. 計画の背景

(1) 世界の動き

戦後、国連を中心に世界的な規模で女性の地位向上への取り組みが進められてきました。

1979（昭和 54）年の国連第 34 回総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。この条約は、四半世紀にわたり、各国の女性政策の基盤となりました。

また、1995（平成 7）年には「平等・開発・平和への行動」をテーマに第 4 回世界女性会議が北京で開催され、男女が対等なパートナーとなるための国際的な指針として、「女性のエンパワメント」をキーワードに、「女性と健康」「女性に対する暴力」「女性の人権」「女性とメディア」等 12 の重大問題領域において各国政府等が取り組むべき「北京行動綱領」が採択され、世界的な注目を集めました。

その後、2000（平成 12）年にはニューヨークの国連本部の特別総会として女性 2000 年会議を開催し、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されています。

その他にも、国連婦人開発基金（UNIFEM）と国連の機関が共同で、2010（平成 22）年 3 月 8 日の国際女性の日に、「女性のエンパワメントのための指針」（以下、WEPs という。）を発表しました。この指針では、管理職、執行役員、取締役への女性の積極的な採用・任命や、意思決定過程とガバナンス部門における女性の参画割合を 30%以上とすること等が提言されています。WEPs を支持する企業の署名数は大きく伸びており、2014（平成 26）年 2 月末現在、世界レベルで目標を超え 670 社に到達しました。

2015（平成 27）年にはニューヨークにおいて国連「北京+20」記念会合（第 59 回国連婦人の地位向上委員会）が開催されたほか、第 3 回国連防災世界会議が仙台市で開かれ「仙台防災枠組」が採択されました。同年 4 月には、東京都文京区の文京シビックセンター内に、アジア地域で唯一のリエゾンオフィスである、国連女性機関（UN Women）日本事務所が開設されました。リエゾンオフィスとは、UN Women が主要な地域機関や国連加盟国と、ジェンダー平等や女性のエンパワメントのための政策対話や政策提言、資源動員の貢献等において体系的に連携ができるよう設置したものであり、持続可能な開発目標（SDGs）のビジョンを女性と女兒にとって現実のものとするために活動に力を入れています。同年、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」には、「ゴール 5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画と関連した目標が盛り込まれています。

なお、世界経済フォーラムが令和 5（2023）年に公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」によると、日本は 146 カ国中 125 位で、前年（146 カ国中 116 位）から 9 ランクダウン。順位は 2006 年の公表開始以来、最低となりました。分野別にみると、政治が世界最低クラスの 138 位で、男女格差が埋まっていないことが改めて示されました。

(2) 日本の動き

わが国では、日本国憲法をはじめ、女子差別撤廃条約、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法等により、男女共同参画社会の実現に向けて、法的には整備されてきましたが、現状は、まだ道半ばの状況にあり、国際連合の女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下、「女子差別撤廃委員会」という。）の我が国に対する最終見解（平成 21 年 8 月公表）においても、多くの課題が残されています。

これを受け、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、第3次基本計画が策定されました。この中では、2020（令和2）年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取り組みにおいて、積極的改善措置「ポジティブ・アクション」を推進し、女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消に対する施策の実施を強調しています。

2015（平成27）年には「女性活躍推進法」が成立するとともに、「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、国における男女共同参画の実現に向けた取り組みは新たな段階に入りました。翌2016（平成28）年に「女性活躍推進法」が完全施行されるとともに、「女性活躍加速のための重点方針2016」及び「女性の活躍推進のための開発戦略」が策定され、実効性のある取り組みが展開されようとしています。その後、2020（令和2）年には現行計画である「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されています。2022（令和4）年6月に決定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」の中では、第5次男女共同参画基本計画で決定した成果目標の達成や施策の実施に向けた取組みの更なる具体化を行うとともに、新たに取組む事項として、①女性の経済的自立②女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現③男性の家庭・地域社会における活躍④女性の登用目標達成（第5次男女共同参画基本計画の着実な実行）を掲げ、速やかに各取組みを進めるとされています。

また、女性に対する暴力の根絶に向けて、2000（平成12）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が制定されました。これらの暴力を防止し被害者を保護するため、2001（平成13）年4月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）が制定され、家庭内の暴力でも犯罪になることを明確にしました。その後、これまでに二度改正が行われていますが、2007（平成19）年の改正で、「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下「DV対策基本計画」という。）の策定が努力義務とされました。地域の実情に応じて、市町村において行われている被害者に対する自立支援施策の充実が求められます。

2018（平成30）年5月には、国や地方の議員選挙において政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。2020（令和2）年5月には、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点から防災・復興ガイドライン～」が策定され、同年6月には、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されるなど、あらゆる施策に対し、男女共同参画の視点の反映や困難に直面する女性への支援に向けた取組の充実を図っています。

（3）福岡県の動き

福岡県では、国際婦人年に国連が採択した世界行動計画や国内行動計画の策定を背景に、1980（昭和55）年に「婦人問題解決のための福岡県行動計画」を策定しました。1986（昭和61）年に第2次、1996（平成8）年に第3次計画を策定し、女性の地位向上の取組みを進めてきました。1999（平成11）年には男女共同参画社会基本法が制定され、同法をふまえ、2001（平成13）年に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定、翌2002（平成14）年に「福岡県男女共同参画計画」を策定、2006（平成18）年に第2次、以後、5年ごとに計画を策定し、福岡県の男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進してきました。この間、1996（平成8）年には男女共同参画を推進する拠点施設として「福岡県女性総合センターあすばる」（2003〔平成15〕年に「福岡県男女共同参画センターあすばる」へ改称）を開設し、2006（平成18）年に「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定、2011（平成23）年に第2次、2016（平成28）年に第3次計画を策定しました。第4次計画では、2015（平成27）年に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活

躍推進法」という。)もふまえ、「男女がともに個性と能力を発揮できる豊かで活力ある社会」「性別にかかわらず、人権が尊重され、安心して暮らすことができる社会」「仕事と生活の両立を実現し、女性がいきいきと活躍する社会」の実現を目指して様々な取組みを進めてきました。こうした取組みにより、女性の就業者の増加や管理職や審議会委員への登用、セクシュアルハラスメントの防止などにおいて一定の成果が見られるものの、未だ道半ばの状況です。また、自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症の拡大など、平常時と異なる状況下における新たな対応も必要となっています。

こうした社会情勢の変化やこれまでの課題をふまえ、2021(令和3)年に「第5次福岡県男女共同参画計画」を策定し、以下の3つの柱のもと施策を推進しています。

- 柱 1 男女がともに活躍できる社会の実現
- 柱 2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現
- 柱 3 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

(4) 中間市の動き

中間市では、1995(平成7)年を初年度とする「中間市第3次総合計画」に女性政策を掲げ、同年12月には「中間市女性行政推進協議会」(現在の「中間市男女共同参画推進委員会」)を設置し、市内における男女共同参画推進体制を整えました。その後、国や県の取り組みが進展してきたことから、関係機関や各分野から講師を招いての研修や講演会等を実施し、市職員はもとより市民の意識改革を図ってきました。

一方、市内の女性団体から女性政策推進のための要望書が出されたことを受けて、1996(平成8)年、市内の女性団体・グループによるネットワークづくりにも取り組み、1997(平成9)年7月には、「女性の地位向上を図り、男女共生社会をめざした地域づくりに寄与すること」を目的としたネットワーク、「女性ネットなかま」が発足しています。

こうした動きを捉え中間市では、男女がともに地域を創造していく上で、男女共同参画社会の確立に向けた「中間市男女共同参画プラン(10年計画)」(以下、「プラン」という。)を策定し、同年「中間市男女共同参画行動計画」を策定しました。

その後、「プラン」策定から中間年に当たる2009(平成21)年に、市民と協働し、中間市の男女共同参画の推進を図ることを目的に「中間市男女共同参画審議会設置条例」を制定し、「中間市男女共同参画審議会」(以下、「審議会」という。学識経験者・有識者・市民団体・一般公募市民等、11名で構成)を設置しました。同年には市民意識調査を実施し、その調査結果等を基礎資料として、「審議会」において「プラン」の見直しを行い、改訂版を策定しました。その「プラン(改訂版)」を実効性のあるものにするため、2010(平成22)年「中間市男女共同参画後期行動計画」を策定し、さらに2013(平成25)年10月1日には後期行動計画の主要な施策であった「中間市男女共同参画推進条例」を制定し、「ひとり一人が生きるまち」を目指した男女共同参画へ向けた取り組みを展開してきました。

この「プラン」が2013年までの計画であることに伴い、2012(平成24)年には、男女共同参画に関する意識や中間市の現状を把握し、今後の施策に反映させるため、市民意識調査を実施しました。この調査結果及び、国や県の情勢等をふまえて、中間市の実質的な社会状況に合わせて「プラン」の見直しを行い、2014(平成26)年「中間市男女共同参画プラン きらり」を策定しました。その後、国においては2015(平成27)年8月に「女性活躍推進法」が成立し、国における男女共同参画の実現に向けた取り組みは新たな段階に入るとともに、長時間労働を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、いわゆるM字カーブ問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等さまざまな側面からの課題が浮上しました。このような課題をふまえた上で施策の評価を行い、2019(平成31)年3月に「中間市男女共同参画プラン きらりⅡ」を策定しました。

第2章 計画の概要

1. 計画の基本理念

本計画は、以下に示す「中間市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づいて、男女共同参画社会の実現を目指します。

中間市男女共同参画推進条例より (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として積極的に行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動と両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が対等な関係のもとに、互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して自ら決定し、個人の意思が尊重され、生涯にわたり身体的精神的及び社会的に良好な状態が確保されること。
- (6) 家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場から暴力や虐待、他の者を不快にさせる性的な言動が根絶されること。

2. 計画の名称とテーマ

中間市男女共同参画計画の名称とテーマは、前計画のうち“ひとり一人が生きるまち なかま”を踏襲し、以下のとおり設定します。

名 称 中間市男女共同参画プラン

“ひとり一人が生きるまち なかま”をめざして

※中間市民一人ひとりの存在を大切にするために、「ひとり一人」と表記しています。

3. 計画の基本目標

中間市男女共同参画プランの基本目標は、お互いに認め合い、様々な困難に対し、協働して立ち向かっていく、「市民社会」の構築にあります。

市民社会の構築にあたっては、性別、年齢等に関わりなく、市民一人ひとりが自立し、自らの意志をもって社会にかかわり、強い絆を形成していく意識づくりの高揚を図ることが必要です。

これらの考えに基づき、以下にあげる5つの目標を「基本目標」として設定します。また、それに伴う計画の推進体制について第4章に記載します。

- 1. 地域における女性の活躍推進**
- 2. 働く権利の保障と働く場における男女平等の推進**
- 3. 男女の自立促進と生活・子育て支援**
- 4. 男女の健康づくりと暴力の根絶**
- 5. 男女共同参画社会の実現に向けた啓発・教育の推進**

4. 施策の体系



5. 計画の性格

- ① 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」並びに、福岡県の「第5次福岡県男女共同参画計画」との整合性を図り策定しています。
- ② 本計画は、「DV防止法」に基づくDV対策基本計画として位置付けます。
- ③ 本計画は、「女性活躍推進法」に基づく本市の推進計画として位置付けます。
- ④ 本計画は、男女共同参画の視点に立ち、性別による差別等の問題点・課題を解決するため、分野ごとに「具体的施策」を明示しています。

6. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度【2024（令和6）年4月から2029（令和11）年3月】までとします。

7. 計画策定に係る調査等の概要

（1）中間市男女共同参画に関する市民意識調査

① 調査の目的

中間市では、平成25年にこれまでの取組をふまえながら、「中間市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成26年に「中間市男女共同参画プラン きらり」、同31年に「中間市男女共同参画プラン きらりⅡ」を策定し、市民だれもが一人の人間として尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざして、男女共同参画に関するさまざまな施策を推進してきた。この度、本施策の一環として、さらに「中間市男女共同参画プラン きらりⅡ」の見直しのための基礎資料を得るために男女共同参画に関する市民意識調査を実施することとした。

② 調査実施期間

令和5年2月10日～3月31日

③ 調査対象者

満18歳以上の市内在住者の中から、無作為抽出した1,500人

④ 調査方法

郵送による配布・回収

本人記入方式

※本人による記入が難しい場合は、家族等による代行記入

⑤ 調査項目

- ・男女平等について
- ・結婚・家庭生活について
- ・介護における男女参画について
- ・防災対策における男女参画について

- ・子どもの教育やしつけについて
- ・仕事と家庭生活との両立について
- ・地域の社会貢献活動への参加・参画について
- ・パートナー間の暴力・人権などについて
- ・男女共同参画の施策に関する意識・関心について

⑥ 有効回収票

466 票(有効回収率 31.1%)

※本計画書の本文では「など」を「等」で表現するように統一しましたが、調査結果（内閣府調査を含む）を示すグラフ等の表現は実際に調査で使用された選択肢の原文をそのまま掲載しています。

(2) 庁内職員による座談会

① 座談会実施の背景と目的

中間市では、平成 25 年にこれまでの取組をふまえながら、「中間市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成 26 年に「中間市男女共同参画プラン きらり」、平成 31 年に「中間市男女共同参画プラン きらりⅡ」を策定し、市民だれもが一人の人間として尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざして、男女共同参画に関するさまざまな施策を推進してきた。この度、本施策の一環として、さらに「中間市男女共同参画プラン きらりⅡ」の見直しのための基礎資料を得るために座談会を実施することにした。このため、庁内の関連部署の実務責任者（担当係長）から、それぞれの部署が抱える男女共同参画に関係する課題を把握することを目的にこの座談会を実施した。

② 座談会の手法

グループインタビュー法で実施。

- ※ グループインタビューは参加者に井戸端会議のように自由に語っていただき、人権教育・啓発の推進に関する課題を把握していく手法。この方法は、インタビューのフローを作成し、このフローの中で**司会者が話題を投げかけ、参加者が井戸端会議のように話題に対して自由に語り合ってもらう**ことで、アンケート等の定量調査では得られない定性的な情報を得ることを目的とする。

【話し合いのルール】

- ①ご出席の皆さま方どうして、ワイワイ賑やかに話し合いをしてください。
- ②皆さんに聞こえるようにできるだけ大きな声でお話してください。
- ③ご自分の意見と逆の意見が出ましたら遠慮せず反論して「自分はこう思う」と言ってください。この会はいろいろな意見がたくさん出ることを大切にしています。
- ④お話しされる時は、頭の中で意見をまとめてから話すのではなく、思いついたらすぐ言葉にして飾らずにお話ししてください。

③ グループ分けの考え方

庁内の関連部署の実務責任者（担当係長、それぞれが近い年代と思われる）から、2つのグループをつくり、それぞれのグループに対し90分間の座談会を実施。

男女共同参画行動計画一覧表（令和4年度取組状況確認表）の基本目標と担当課の関係から、以下の2グループに分けてインタビューを実施した。

④ 座談会の流れ

1) 自己紹介と係としての課題 (10/17)

まず自己紹介をお願いします。右側からか左側から始めてもらうか？じゃんけんで決めてもらいます。持ち時間は1人2分程度とします。

[適宜確認]

・この時点では男女共同参画についての問いは事前説明を除いて一切行わないが、男女共同参画についての話題が自発的に出てくるかは確認する。

2) 女性の活躍に関する現状と課題 (10/27)

「地域における女性の活躍」という面での現状と課題について自由に話し合ってください。

※令和4年度取組状況確認表に沿って各課の状況を確認しながら進行

3) 働く場における男女平等に関する課題 (10/37)

「働く権利の保障と働く場における男女平等という面での現状と課題について自由に話し合ってください。

※令和4年度取組状況確認表に沿って各課の状況を確認しながら進行

4) 男女の自立促進と生活・子育て支援に関する課題は何か (10/47)

「男女の自立促進と生活・子育て支援」という面での現状と課題について自由に話し合ってください。

※令和4年度取組状況確認表に沿って各課の状況を確認しながら進行

5) 男女の健康づくりと暴力の根絶に関する課題は何か (10/57)

「男女の健康づくりと暴力の根絶」という面での現状と課題について自由に話し合ってください。

※令和4年度取組状況確認表に沿って各課の状況を確認しながら進行

6) 男女共同参画社会の実現に向けた啓発・教育の推進に関する課題は何か (10/67)

「男女共同参画社会の実現に向けた啓発・教育の推進」という面での現状と課題について自由に話し合ってください。

※令和4年度取組状況確認表に沿って各課の状況を確認しながら進行

7) 男女共同参画社会の実現に向けての中間市の優先課題は何か (10/77)

ご自分が市長になったら「男女共同参画社会の実現に向けてどのような政策や事業を行うか」ということについて自由に話し合ってください。

第3章 計画の内容

第1節 地域における女性の活躍推進

(1) 地域社会における男女共同参画の推進

地域社会を、活力があり持続可能なものとするためには、地域社会づくりの中で男女双方の意見を反映させることや、性別に関わらず誰もが活躍できる環境づくりへの取組みが必要です。地域活動については、担い手の確保や高齢化が課題となっています。また、地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには、さまざまな視点から課題解決ができる性別、年齢等を問わない多様な人材の確保が必要です。そうした観点から、地域活動の担い手が、性別や年齢等で多様であること、また、性別や年齢等により役割が固定化されることがないことが持続可能な地域づくりの重要な要素となってきています。

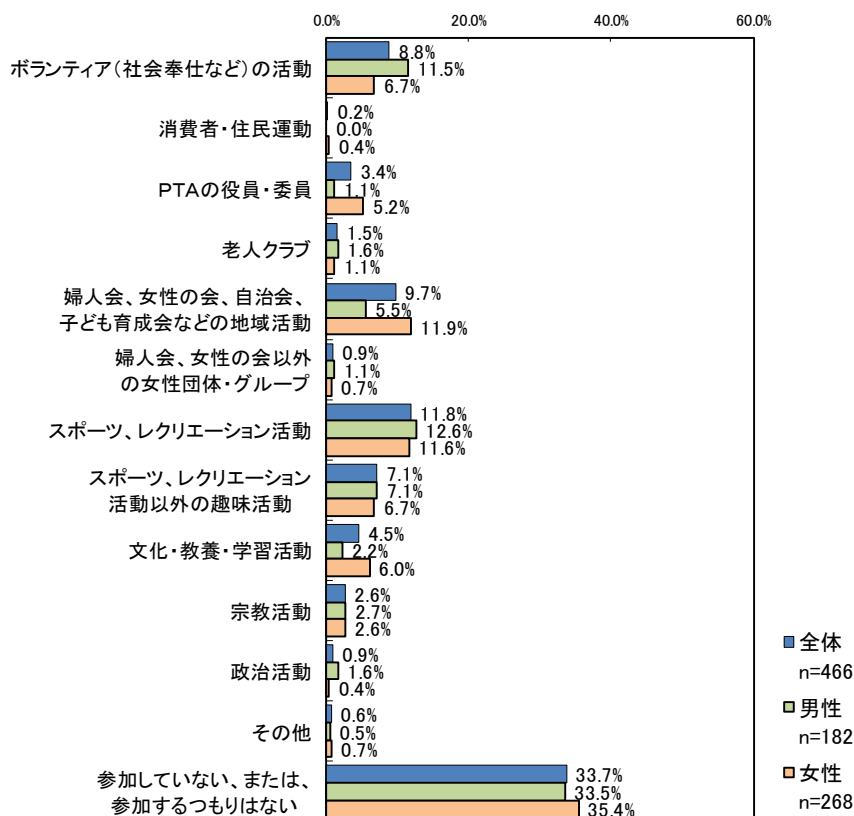
本市の地域の社会的貢献活動への参加状況（令和4年度中間市男女共同参画に関する市民意識調査、以下「令和4年度市民意識調査」と表記）をみると、現在、何らかの活動に参加している人は少なくなっていますが、参加している活動の中では、「スポーツ、レクリエーション活動」、「婦人会、女性の会、自治会、子ども育成会等の地域活動」、「ボランティアの活動」が多くなっています。今後の参加意向をみると、「ボランティアの活動」に参加したいという人が21.9%で最も高く、現在参加している人が8.8%であることから、今後新たに参加してみたいという人が約1割いることがわかります。

女性が団体の長や代表者として選ばれた場合の就任意向については、73.5%の女性が団体の長や代表者にはなりたくないと回答しています（男性は60.4%）。「団体の長や代表者」は地域のさまざまな課題に対して解決策等の方針を決定する話し合いに関わる機会が多い立場ですが、多くの時間と労力をさかなければならないことや共働きの世帯が増加していること、話し合いの場に女性が出ていくことを慎ませるような何らかの阻害要因があり、そうした活動に対する忌避感の強さが際立っています。

有職者が地域活動に参加しやすくなるための条件整備としては、前回調査と比べ4.2ポイント増加した「労働時間を短くして余暇を増やす」（20.0%）ことが最も求められており、これに「仕事と家庭の両立を支援する体制の整備を図る」（16.3%）が続いています。このことから、性別や就業状況等に関わらず、地域活動への参加を促し女性の活躍を促進するためには、企業等と連携した労働時間の短縮策、仕事と家庭の両立を支援する体制整備等が必要であることがうかがえます。

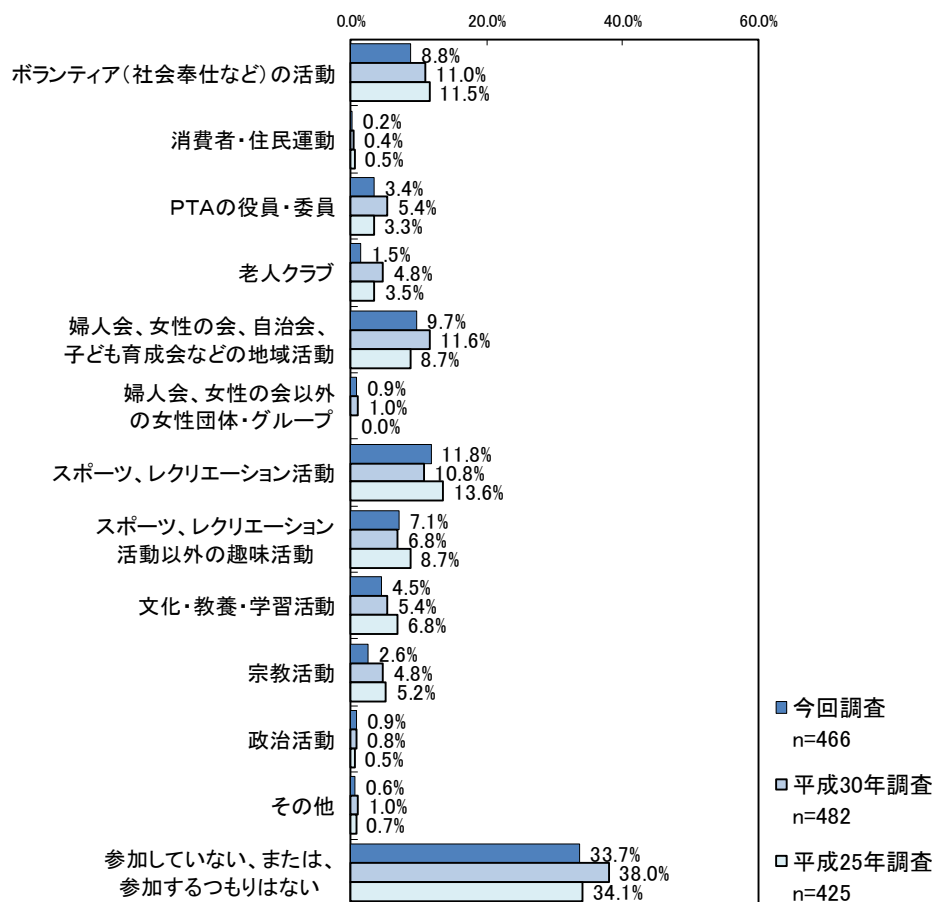
男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画するためにも、地域コミュニティにおける男女共同参画の環境づくりが重要です。

現在参加している活動 【全体、性別】



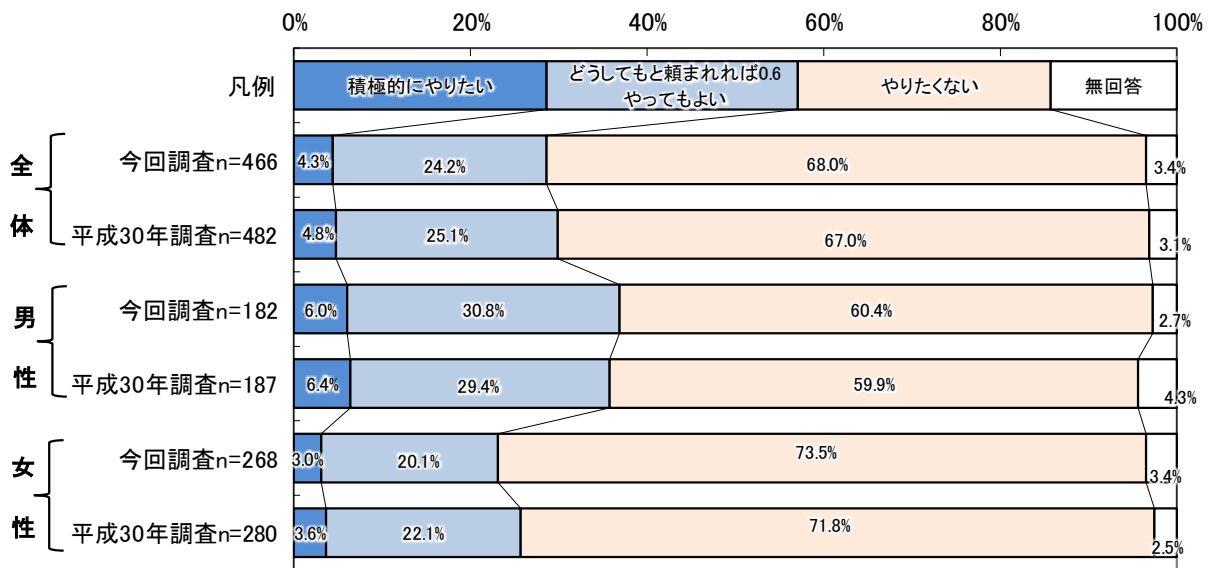
※令和4年度市民意識調査

今後の引き続き(あるいは新たに)参加してみたい活動 【全体、性別】



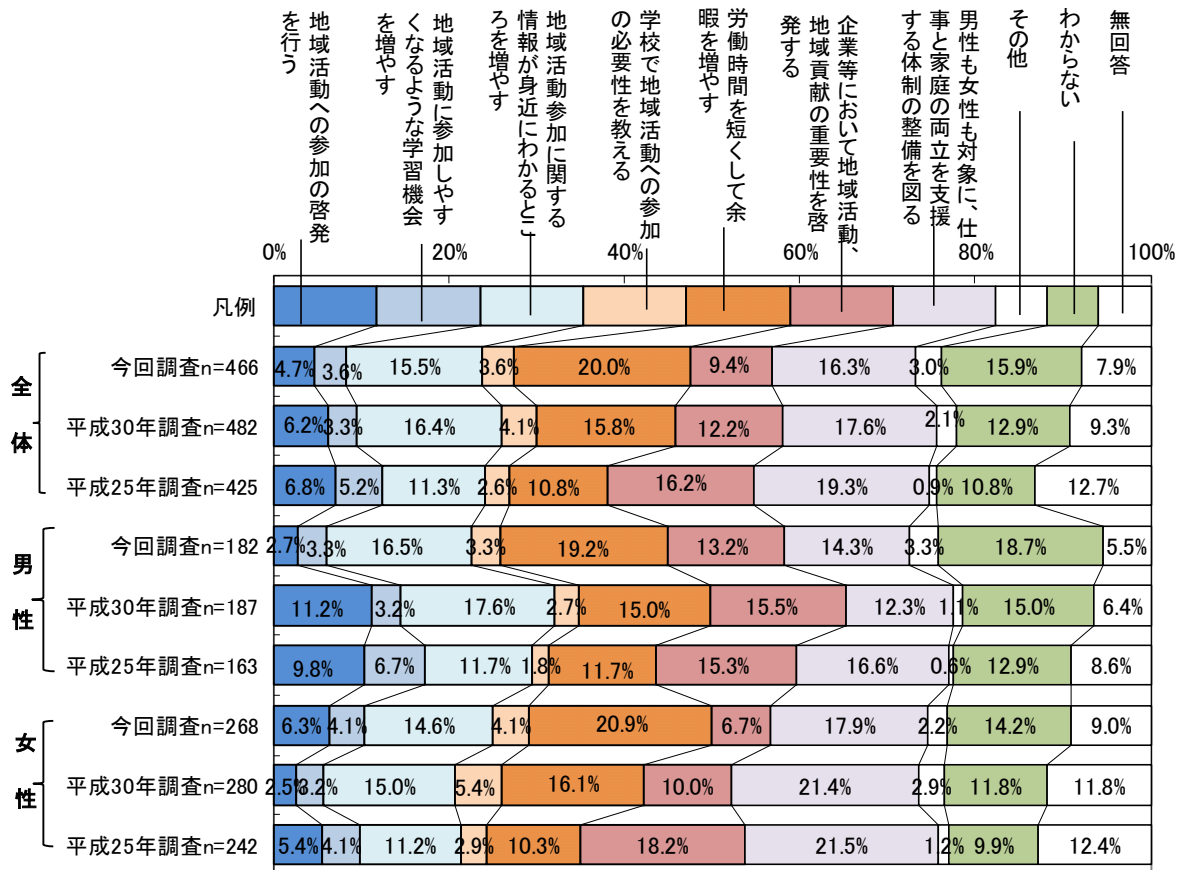
※令和4年度市民意識調査

団体の長や代表者として選ばれた場合の就任意向 【全体、性別】



※令和4年度市民意識調査

有職者が地域活動に参加しやすくなるために必要なこと 【全体、性別】（前回調査比較）



※令和4年度市民意識調査

◎ 具体的施策

① 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

1) 地域活動における男女共同参画を推進する。

- 自治会長並びに民生児童委員等及び人権擁護委員の地域指導者に対し、男女共同参画社会への理解促進のための学習会・講演会等を実施するとともに、広報紙やホームページ等、様々な手段を活用して地域指導者に対する男女共同参画に関する情報の提供を行う。

【担当課】安全安心まちづくり課、生涯学習課、人権男女共同参画課、福祉支援課

2) 地域活動を通じた子育てに関する啓発を図る。

- 男女共同の子育てに関するサークル活動・ボランティア活動の促進等の情報提供を広報紙や市ホームページ等を通じて行う。

【担当課】こども未来課、安全安心まちづくり課

- 各校区のまちづくり協議会や民生児童委員協議会、小中学校 PTA 役員会等に、男女共同参画の視点に立った地域活動を通じた啓発を推進する。

【担当課】こども未来課、安全安心まちづくり課、生涯学習課、福祉支援課

- 校区のまちづくり協議会と連携し、地域の人々が協働して子育てを支援していく意識を広めるための啓発を行う。

【担当課】こども未来課、安全安心まちづくり課

② 地域社会における男女共同参画の推進

1) 男女が平等に地域役員を担える環境づくりを進める。

- 自治会や NPO・ボランティア団体等の実態を把握し、男女が地域の役員を担える環境づくりを推進する。また若い世代の人材育成や確保策の在り方を検討する。

【担当課】安全安心まちづくり課、人権男女共同参画課

2) 男女共同参画に関する理解促進のための研修会を実施する。

- 地域での多世代学び合いを促進するために、自治会長、民生児童委員等の地域指導者を対象に、地域コミュニティが直面する身近な課題等関心が高いテーマについて、幅広い世代から関心を持ってもらえるような男女共同参画の講座や学習会を開催し、男女共同参画に対する理解・認識の向上を図る。

【担当課】安全安心まちづくり課、生涯学習課、健康増進課(保健センター)、人権男女共同参画課

- 市内の女性団体ネットワーク組織「女性ネットなかま」等をとおして、男女共同参画社会への環境づくりに努める。また「女性ネットなかま」の会員が増えるよう方策を検討する。

【担当課】人権男女共同参画課

3) 男女が平等に地域リーダーとして十分に活動できる意識改革を推進する。

- 自治会長の自主学習会等各種機会を捉えて、啓発資料の配布等を通じた地域役員等に男女平等意識改革に関する啓発を推進する。

【担当課】安全安心まちづくり課、生涯学習課、人権男女共同参画課

- 男女が平等に地域のリーダーとして活躍できるよう、男女共同参画の公民館講座を実施し、指導者の育成・支援体制を推進する。また市民の興味を引くような企画の在り方を検討する。

【担当課】生涯学習課、人権男女共同参画課

(2) 政策・方針決定の場への女性の参画促進に向けた意識改革の推進

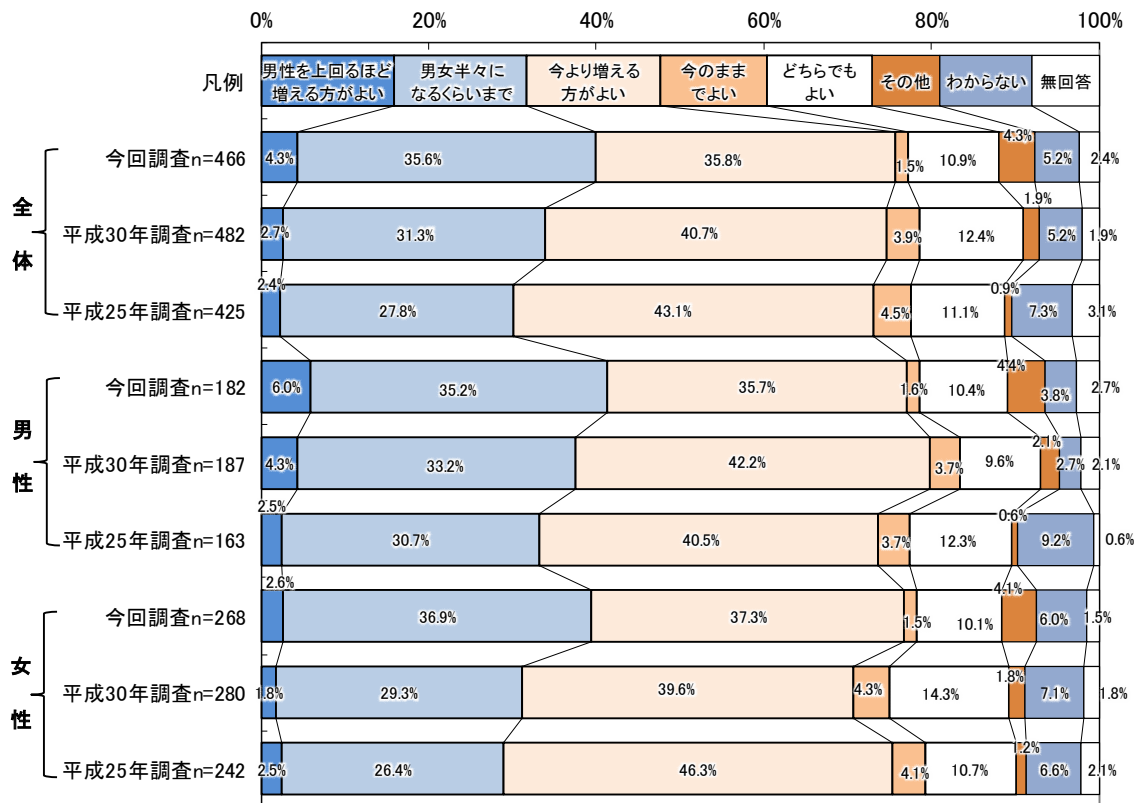
政策・方針決定過程への女性の参画へは国を挙げて取り組んでおり、第5次男女共同参画基本計画では「2020年代の可能な限り早期に30%」という目標を掲げています。これは、社会のあらゆる分野において、2020年代の早い時期までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とするものであり、2022年（令和4年）6月に決定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（女性版骨太の方針2022）」の中でも、新たに取組む事項の一つとして、女性の登用目標達成を掲げて取組みを進めるとされています。さらに、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（「働き方改革関連法」）が成立したほか、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律が成立するなど、女性活躍を推進するための法律や制度が相当程度整備されてきました。

令和4年度の市民意識調査においても、「政策決定の場等への女性の参画」について改善を望んでいる人が7割台となっていますが、女性で改善を望んでいる人の割合は前回30年調査の70.7%から令和4年度は76.8%に増加しています。

令和5年4月1日現在の中間市における審議会・委員会等への女性の登用率をみると、30%を超えている審議会等がある一方で10%台も散見されます。中間市の役職（係長以上）に占める女性の割合も各階層で10%台以下にとどまっています。

女性の参画を促進するには、女性の能力開発・人材育成による職域拡大、管理職登用に努めることが柱となります。そのためには、意志決定における男女共同参画を阻害する要因と促進する要因を十分に議論、検討した上で、女性自身の意識改革に向けた研修会・勉強会の開催、地域における女性リーダー養成と人材発掘等に努め、女性が積極的に参画できる環境づくりが必要です。

政策決定の場等への女性の参画について〔全体、性別〕（前回、前々回調査比較）



※令和4年度市民意識調査

地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等（抽出）の女性の登用状況

審議会等	委員総数（人）	うち女性委員数（人）	女性の割合（％）
市区町村防災会議（会長を含む）	29	4	13.8
市区町村防災会議（委員のみ）	28	4	14.3
民生委員推薦会	7	1	14.3
国民健康保険運営協議会	16	7	43.8
介護認定審査会	42	21	50.0
環境審議会	12	0	0.0
地方青少年問題審議会	21	6	28.6
公民館運営審議会	12	5	41.7
社会教育委員会	7	3	42.9
スポーツ推進審議会	15	7	46.7
図書館協議会	7	5	71.4
市区町村都市計画審議会	12	2	16.7
市区町村国民保護協議会	17	3	17.6
中間市障害程度区分認定審査会	10	6	60.0
中間市子ども・子育て会議	12	4	33.3
中間市要保護児童対策協議会	45	29	64.4
人権擁護委員協議会（中間市の委員数）	6	3	50.0
中間市人権教育啓発審議会	13	5	38.5
中間市男女共同参画審議会	8	6	75.0
中間市地域密着型サービス運営協議会	8	2	25.0
中間市地域包括支援センター運営協議会	8	2	25.0
中間市奨学資金貸付審議会	5	2	40.0
中間市予防接種被害調査委員会	7	1	14.3
中間市歴史民俗資料館運営協議会	5	2	40.0
中間市行政不服審査会	7	1	14.3
中間市政治倫理審査会	6	2	33.3
中間市情報公開・個人情報保護審査委員会	5	2	40.0
中間市コンプライアンス委員会	5	0	0.0
中間市民生委員児童委員協議会	67	29	43.3
中間市文化財専門委員会議	4	2	50.0
介護保険運営協議会	8	2	25.0
中間市教育支援委員会	14	6	42.9
中間市点検評価委員会	2	1	50.0
中間市民の健康づくり推進協議会	9	4	44.4
第9期中間市高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会	15	7	46.7
中間市総合計画策定審議会	9	1	11.1

※福岡県 中間市 男女共同参画推進状況調査（令和5年4月1日現在）

地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等（抽出）の女性の登用状況

審議会等	委員総数（人）	うち女性委員数（人）	女性の割合（%）
教育委員会	4	2	50.0
選挙管理委員会	4	3	75.0
監査委員	2	1	50.0
人事委員会（公平委員会）	3	0	0.0
農業委員会	7	1	14.3
固定資産評価審査委員会	3	1	33.3

※福岡県 中間市 男女共同参画推進状況調査（令和5年4月1日現在）

中間市農業委員会における女性議員の割合

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
定数	13	15	15	8	8
女性	2	2	2	1	1
男性	11	13	13	7	7
女性比率	15.4%	13.3%	13.3%	12.5%	12.5%
適用	市長任命	市長任命	市長任命	市長任命	市長任命

※産業振興課

中間市の役職（係長以上）に占める女性の割合

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
管理職総数	47	46	44	45	43
女性	5	5	4	4	4
男性	42	41	40	41	39
女性比率	10.6%	10.9%	9.1%	8.9%	9.3%
課長補佐級	20	21	12	14	21
女性	3	3	2	2	2
男性	17	18	10	12	19
女性比率	15.0%	14.3%	16.7%	14.3%	9.5%
係長級	83	84	76	73	70
女性	14	14	12	12	13
男性	69	70	64	61	57
女性比率	16.9%	16.7%	15.8%	16.4%	18.6%
計	150	151	132	132	134
女性	22	22	18	18	19
男性	128	129	114	114	115
女性比率	14.7%	14.6%	13.6%	13.6%	14.2%

※総務課

◎ 具体的施策

①政策・方針決定の場における女性の登用促進

1) 女性委員の割合を、2020年代のできるだけ早い時期に40%を達成する。

- 女性の社会参画を推進するため、市の各種審議会及び委員会等に女性委員の積極的な登用を各課に要請する。また達成率に差が認められることから、できるだけ多くの分野で目標達成できるよう努める。

【担当課】企画政策課、人権男女共同参画課

2) 女性公務員の職域拡大を促進する。

- 固定的な性別役割分担を解消するため、女性職員の職域拡大を推進するために、女性職員が勤務しやすい職場環境の整備等に努める。

【担当課】総務課

3) 女性職員の管理職登用を促進する。

- 現状では、対象となる世代の女性が少ないため、女性の多様な実務経験をふまえた能力の評価を促進し、長期的な視点で女性の管理職への登用に努める。

【担当課】総務課

②女性人材の育成と人材リストの充実

1) 女性の人材育成の促進を図る。

- 様々な分野の女性リーダーの発掘・養成のため、男女共同参画講座等の企画・開催や、県や関係機関の研修会等の周知に努める。

【担当課】生涯学習課、人権男女共同参画課

2) 各分野で活躍する女性人材リストを作成し活用を図る。

- 市の審議会等に女性の登用を促進するため、企業や地域等で活躍している女性リーダーの人材リストの活用の在り方や、周知方法等の見直しを行う。

【担当課】人権男女共同参画課

(3) 防災・災害時における男女共同参画の推進

近年は災害が相次いでいます。平成 28 年熊本地震、平成 29 年九州北部豪雨、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨等、大規模災害が発生し、また、今後、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害の発生が想定されています。大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらす、女性や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受けています。

非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性や女兒に集中しがちであること、女性がより職を失いやすいこと、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が増加することといったジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化する事例が多発しています。

このような過去の災害対応における経緯をもとに、国は 2013（平成 25）年 5 月 31 日に、「男女共同参画の視点からの防災・復興取組指針」を定めました。

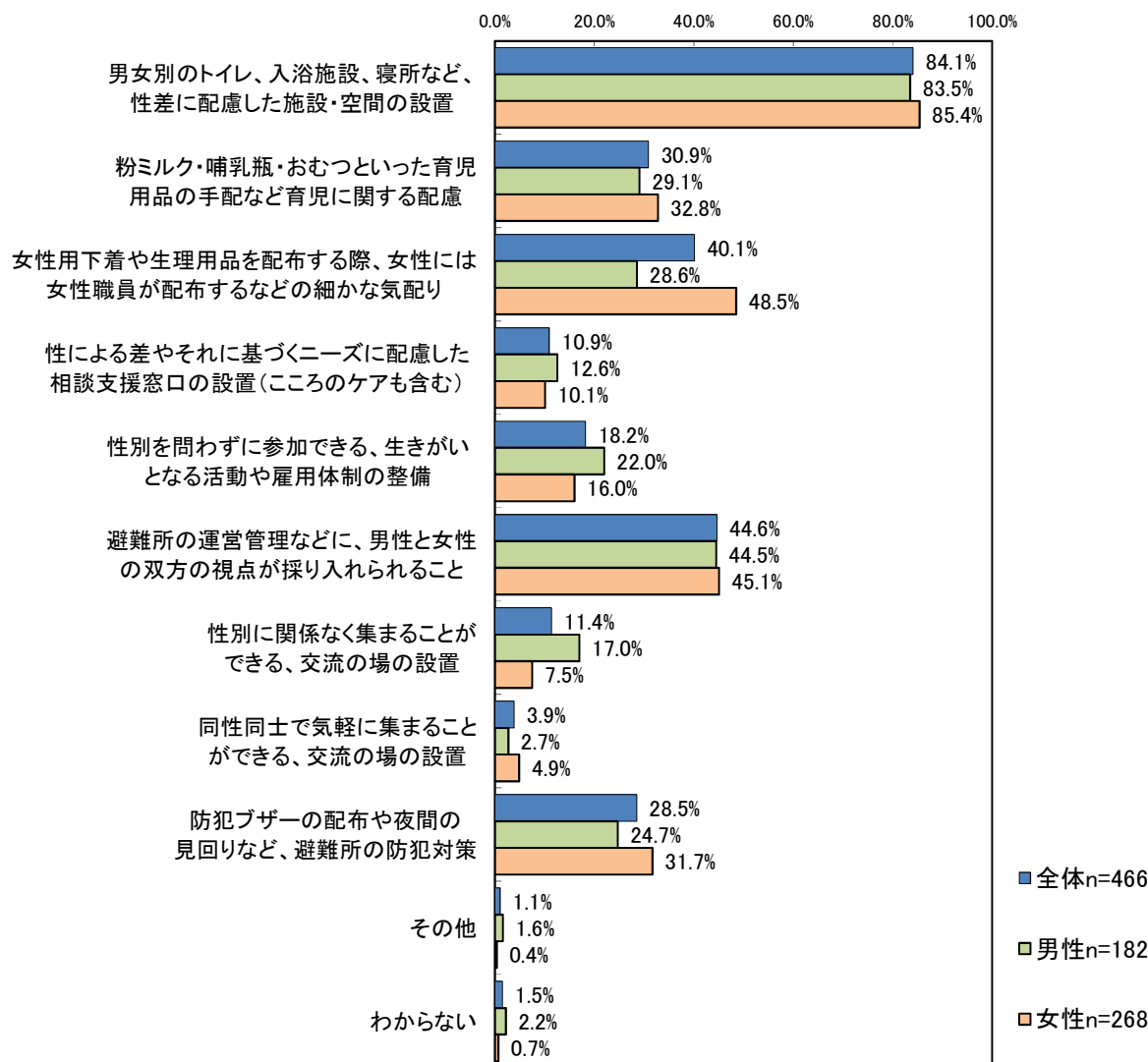
この指針では、「災害リスク軽減」（災害が起こる前に、災害に対する脆弱性やリスクの軽減を目的とした対策を講じる、もしくは、自然現象による悪影響や被害を防ぐ、または最小限にすることを目的とした対策を講じる）という概念とともに、災害に強い社会の構築には、男女共同参画社会の実現が不可欠であることが強調されています。

中間市においては、豪雨による遠賀川の氾濫等に加え、これまで想定していなかったような自然災害が発生するおそれがあります。

特に、災害時の緊急避難所における問題として、令和 4 年度市民意識調査によると、災害時の緊急避難所における支援として望むものとして「男女別のトイレ、入浴施設、寝所等、性差に配慮した施設・空間の設置」が男女ともに 8 割台となっているほか、「避難所の運営管理等に、男性と女性の双方の視点が採り入れられること」を望む方の割合が、男女ともに 4 割台となっています。このほか、女性では「女性用下着や生理用品を配布する際、女性には女性職員が配布するなどの細かな気配り」が 48.5%に達しており、性差及び性の多様性に配慮した対応が望まれています。

今後も、大規模災害が発生する可能性があることを見据え、平常時から防災・復興分野における男女共同参画を推進し、非常時において女性に負担等が集中することがないようにしていく必要があります。

避難所での望ましい民間および行政の支援 [全体、性別]



※令和4年度市民意識調査

◎ 具体的施策

① 防災分野における女性の参画の拡大

1) 防災分野における政策・方針決定過程に女性の参画を拡大する。

- 男性が多い各団体や部局等の代表者で構成する防災会議や水防班に女性の参画を促すとともに、多様な意見交換のための女性参画の必要性についての理解促進に努める。

【担当課】安全安心まちづくり課

② 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興対策の推進

1) 防災・災害復興対策について、事前に性の多様性の視点から検討する。

- 中間市地域防災計画に女性及び性の多様性に沿った視点を取り入れ、性差や性の多様性に配慮した施設・空間の設置等の対応を行う。計画書及び各種マニュアルの作成段階から積極的に女性の意見を取り入れるよう努める。

【担当課】安全安心まちづくり課

第2節 働く権利の保障と働く場における男女平等の推進

(1) 雇用の場における男女平等の促進

女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく企業の取組、保育の受け皿整備、両立支援等に対する企業、経済団体、労働者、労働組合、国、地方公共団体等による積極的な取組により、出産・育児期において女性がいったん就業を中断しその後再就職するパターンが多いことを示す、いわゆる M 字カーブ問題は解消に向かっています。

また、全国的には第1子出産前後の就業継続率は5割を超えたとされますが、25歳から29歳をピークに女性の正規雇用労働者比率の低下が見られるほか、依然として、育児や介護等を理由に就業を希望しながら求職していない女性が多数存在しているとされています。職業能力は十分に有しているにもかかわらず、固定的な性別役割分担意識を背景に、そもそも就業を希望していない女性も少なくないものと考えられます。

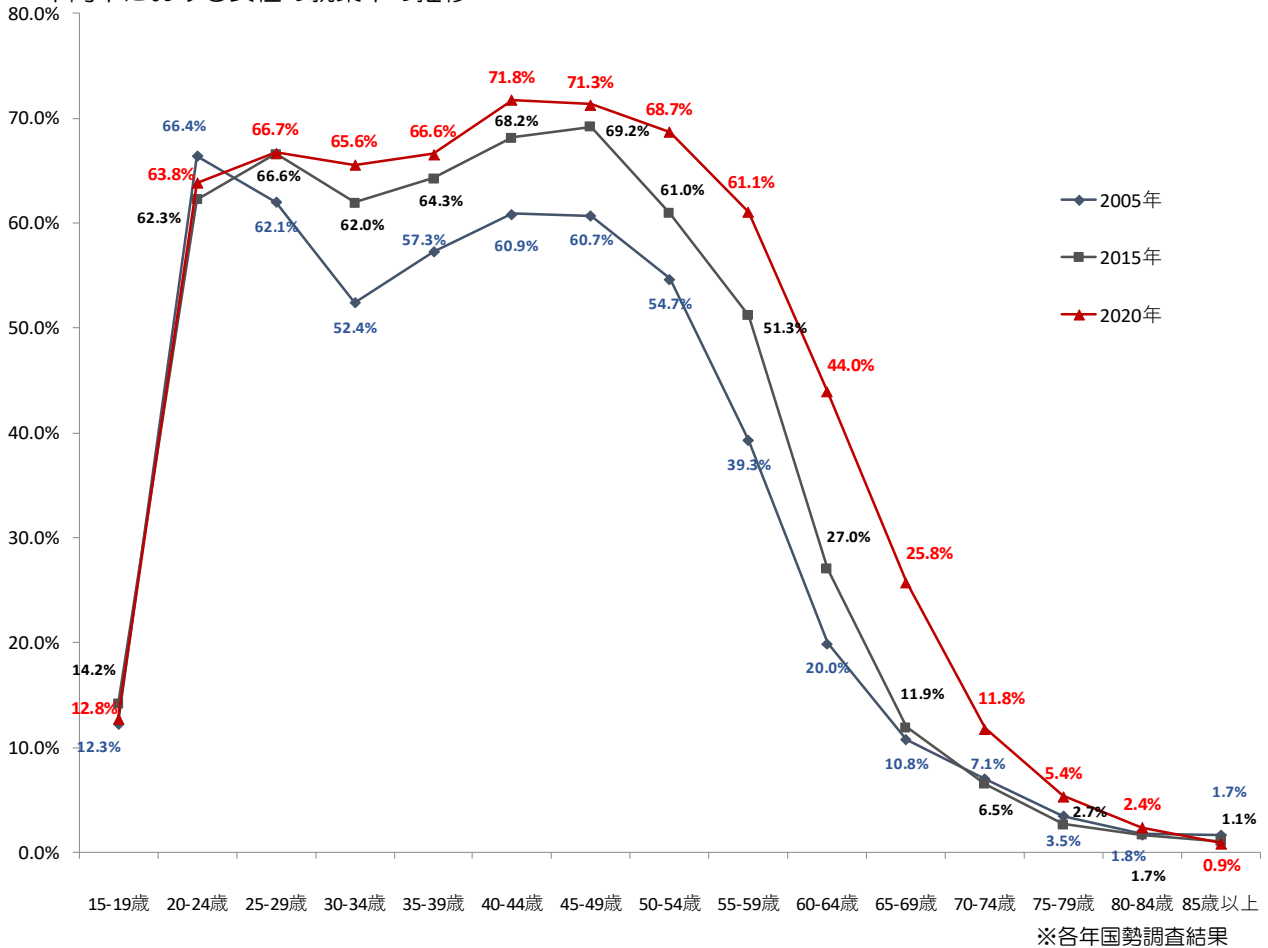
近年では新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性の雇用や所得に影響が強く現れており、こうした状況を注意深く把握し、必要に応じた取組みが求められています。一方で、感染症の拡大が契機となり、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性もたらされています。テレワークの活用を全国的に一層促進することは、ワーク・ライフ・バランスの推進や生産性の向上に資するものであり、男女共同参画の推進の観点からも新しい日常を支えていく取組みが重要になってきています。

中間市における女性の就業率の推移をみると、2005（平成17）年の時点では典型的なM字型曲線となっていますが、2020（令和2）年では凹みが解消されています。ただし、家事や育児等の家庭内での役割分担はさほど進んでいないのが実情です。

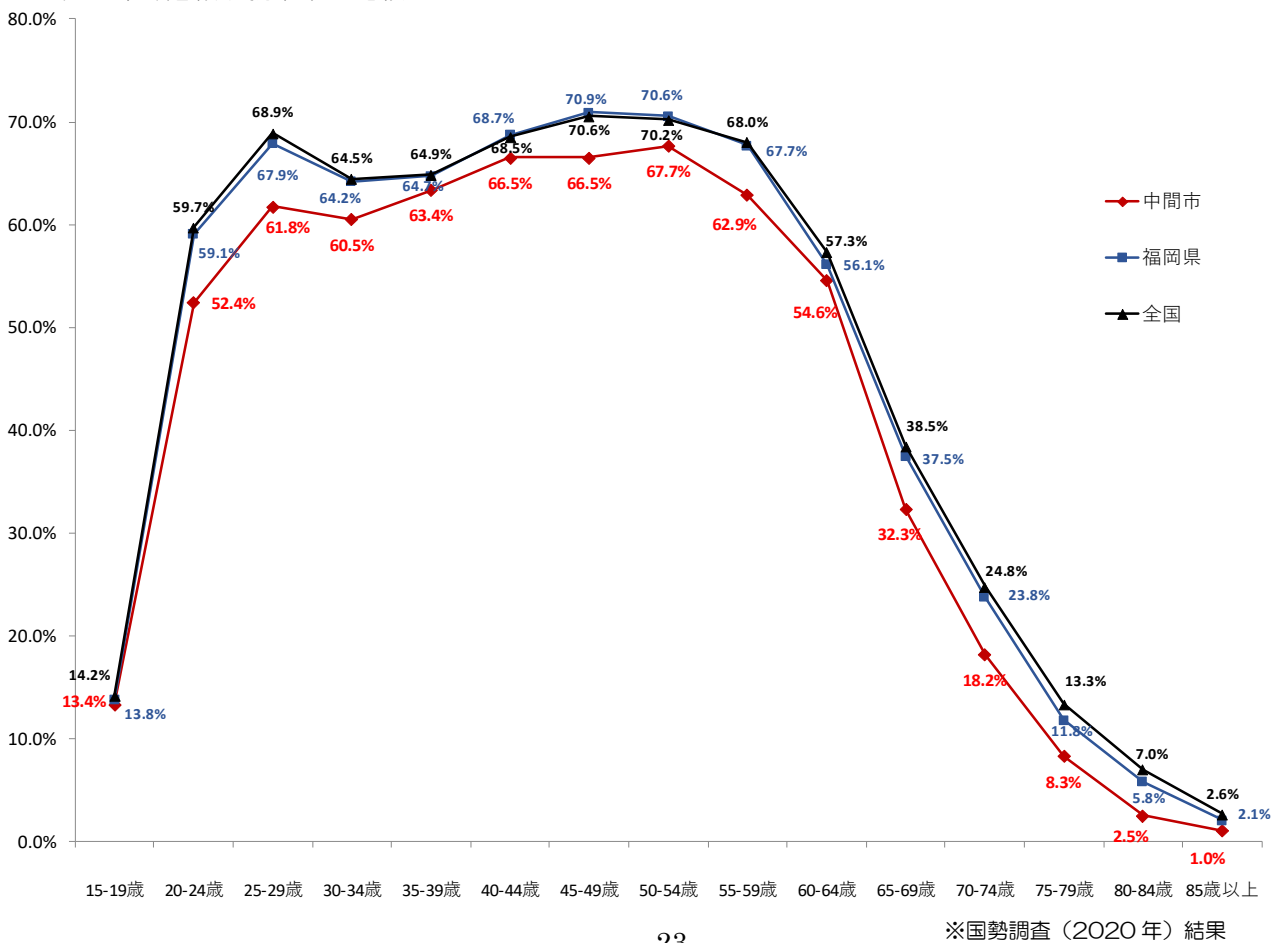
女性の進出を促進するための条件として、令和4年度市民意識調査では、「都合で一度退職した女性のための再雇用制度を普及、促進する」に次いで、「男性の家事・育児・介護等への参加を促すための啓発をする」、「育児や介護のための施設・サービスを拡充する」が上位に挙げられており、育児や介護が女性により負担がかかっていることがうかがえます。

女性と男性が均等な扱いを受け、意欲と能力に応じた待遇を受ける社会をめざすため、男女が双方に理解し合うことをはじめ、男女を問わず能力開発と意識変革のための学習機会の提供等、それぞれが能力を発揮して働くことができる環境を整備することが必要です。

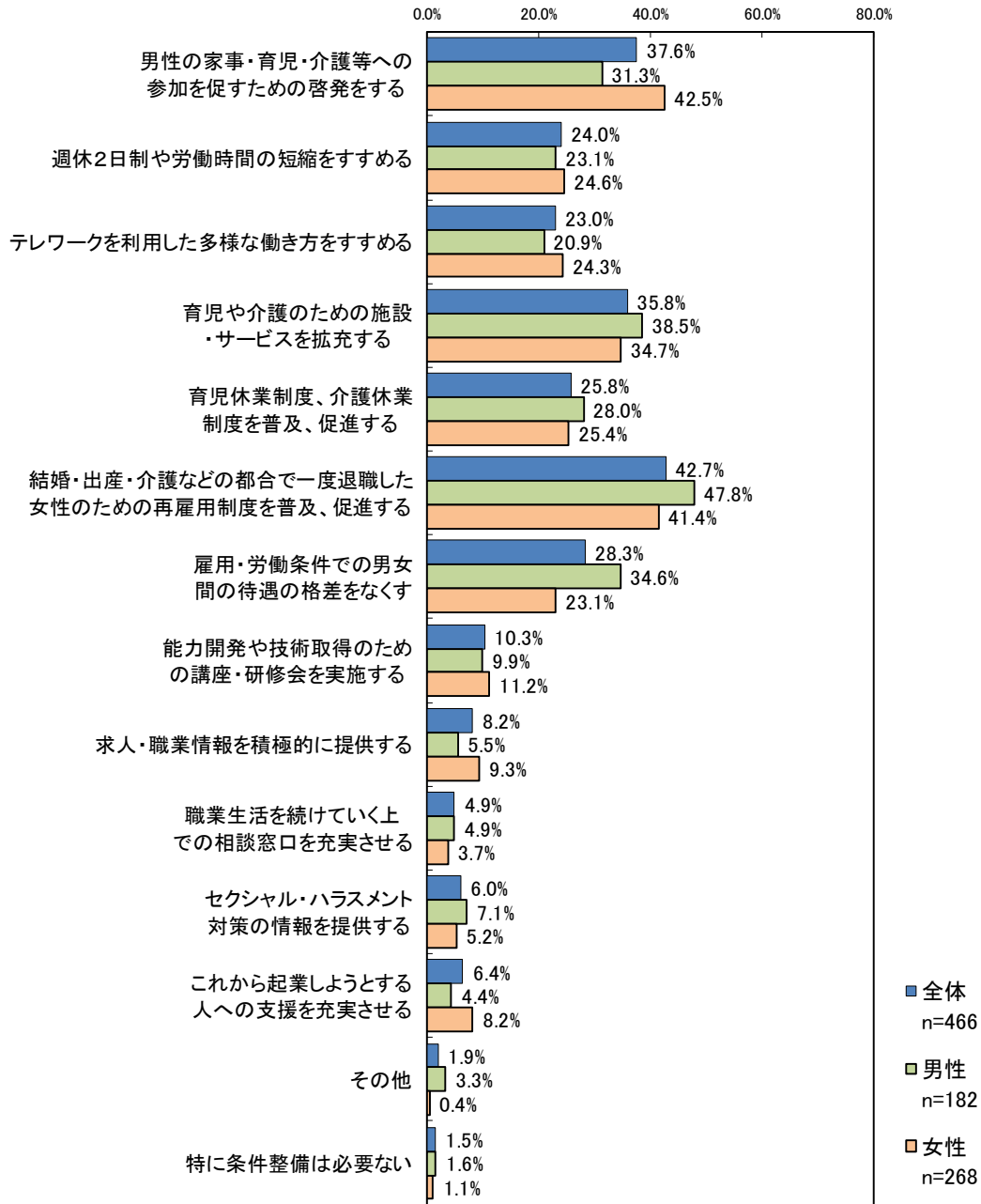
中間市における女性の就業率の推移



女性の年齢階級別就業率の比較



女性の職場進出のための条件整備 [全体、性別]



※令和4年度市民意識調査

◎ 具体的施策

①事業所・事業主に対する男女平等意識の啓発活動

1) 男女雇用機会均等法や男女共同参画基本法を浸透させるための啓発活動を行う。

- 国・県等の関係機関と連携し、各事業所・事業主を対象とした「男女雇用機会均等法」や「積極的改善措置」等の周知・啓発を推進する。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

2) 性別による賃金や昇進、昇格等の格差是正のための啓発活動を行う。

- 国・県等の関係機関と連携し、市広報やパンフレット等で、事業所等の性別による賃金や昇進・昇格等の格差是正のための啓発活動を行う。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

3) 職場における男女共同参画に関する相談・支援体制の整備を推進する。

- 各事業所に国・県等の「企業内の相談・支援体制の整備」に関する資料・参考パンフレット等、情報の提供を行う。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

②女性が能力を発揮しながら安心して働くための支援活動

1) 女性従業員の研修への理解促進と参加ができる環境整備を推進する。

- 各事業所に女性従業員の男女共同参画の研修会へ参加を促すため、経済団体等と連携し女性従業員に対する理解と環境整備を図ることを推進する。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

2) 働く女性のための各種情報の提供を図る。

- 働く女性が能力を発揮できるよう、国や県他市町等関係機関のさまざまな講演会・学習機会の情報を市の広報やホームページ、パンフレット等で提供する。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

3) 事業所内において女性の能力が発揮できる職域の拡大と体制の整備を啓発する。

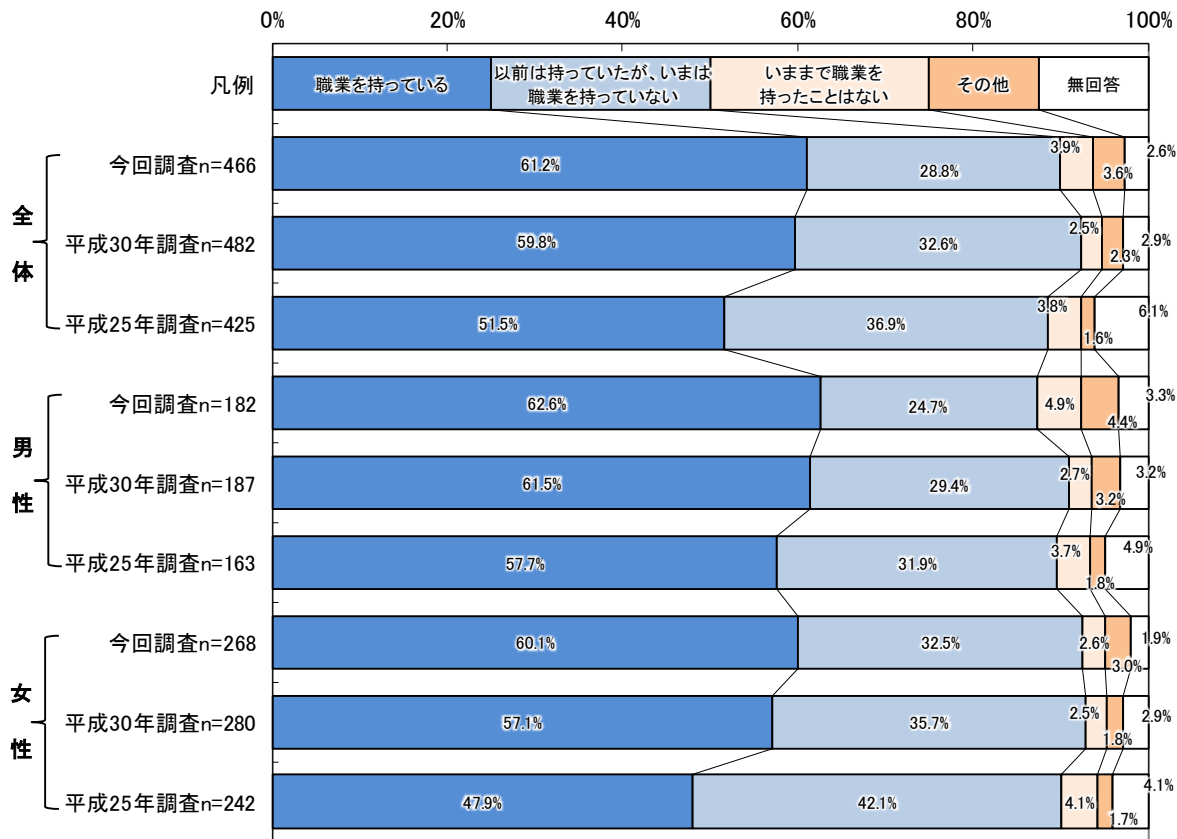
- 国・県等の関係機関と協力し、各事業所・事業主に女性の能力が十分に発揮できる職場環境の整備を図るよう啓発する。

【担当課】産業振興課

(2) 雇用環境の整備と就労支援

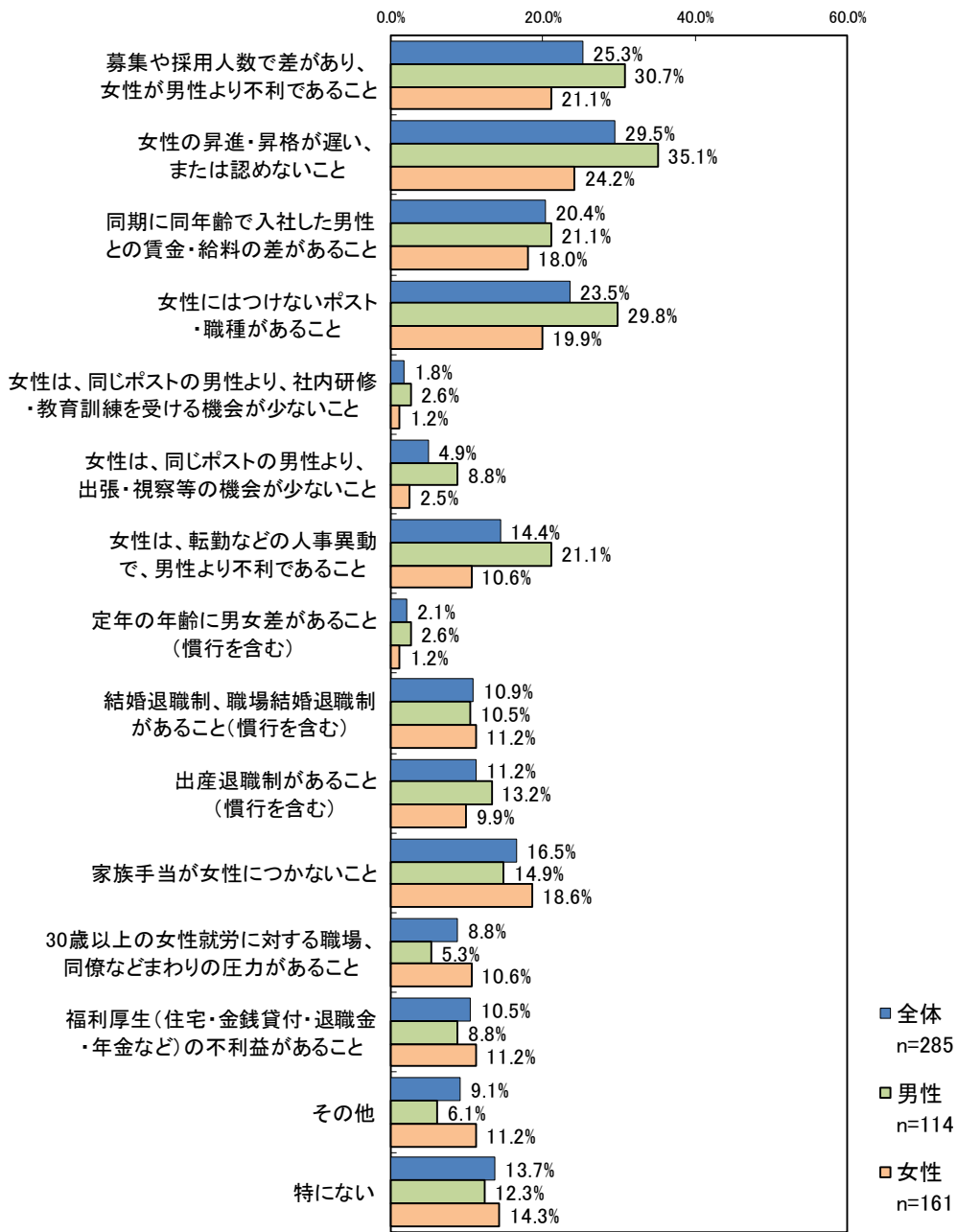
男性片働き世帯が多い時代に形成された、長時間労働や転勤等を当然視するいわゆる「男性中心型労働慣行」や固定的な性別役割分担意識を背景に、家事・育児・介護等の多くを女性が担っている実態があり、その結果、女性では非正規の労働者が多くだけでなく働く場において活躍することが困難になる場合が多くみられます。令和4年度市民意識調査によると、「職業を持っている」のは61.2%で、3人に2人は就業している状況です。これを性別にみると、就業率は女性（60.1%）と男性（62.6%）がほぼ同率となっており、特に女性で「職業を持っている」の割合は前回調査と比べ3.0ポイント、前々回調査と比べ12.2ポイントそれぞれ増加しており、男女の就業率の差が急速に小さくなってきていることがうかがえます。また、女性が職業を継続する上での障壁として、女性では「女性の昇進・昇格が遅い」という回答が24.2%と最も高く、以下の女性の回答は、「募集や採用人数で差があり、女性が男性より不利であること」（21.1%）、「女性にはつけないポスト・職種があること」（19.9%）、「家族手当が女性にはつかないこと」（16.3%）と続いており、依然として「男性中心型労働慣行」が続いていることがうかがえます。また、2007（平成19）年に「改正男女雇用機会均等法」が施行され、企業に対してセクシュアルハラスメント（以下、セクハラという。）対策の強化が求められることになりました。これは、男女双方に対しての「性的嫌がらせ」を禁止しています。しかし、セクハラだと思われる行為のうち、行為を受けているにもかかわらず、それをセクハラだと認識していない人が多数みられます。また、実際にセクハラだと思われる行為を受けたことがある人の割合は女性が極めて高くなっています。男性も女性も働きやすい職場環境にするためにも、人権侵害行為であるセクハラ防止に対する啓発活動を行うことが重要です。

職業の有無〔全体、性別〕（前回、前々回調査比較）



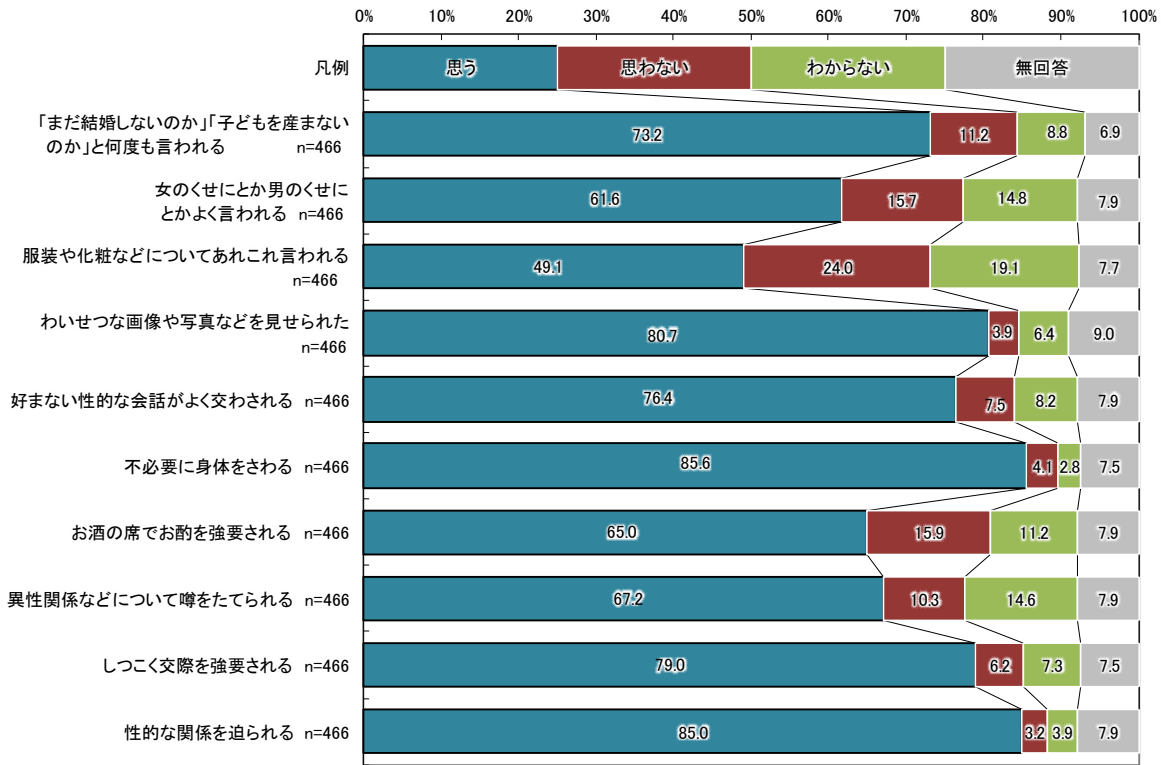
※令和4年度市民意識調査

女性が職業を続けていく上での障壁 [全体、性別]



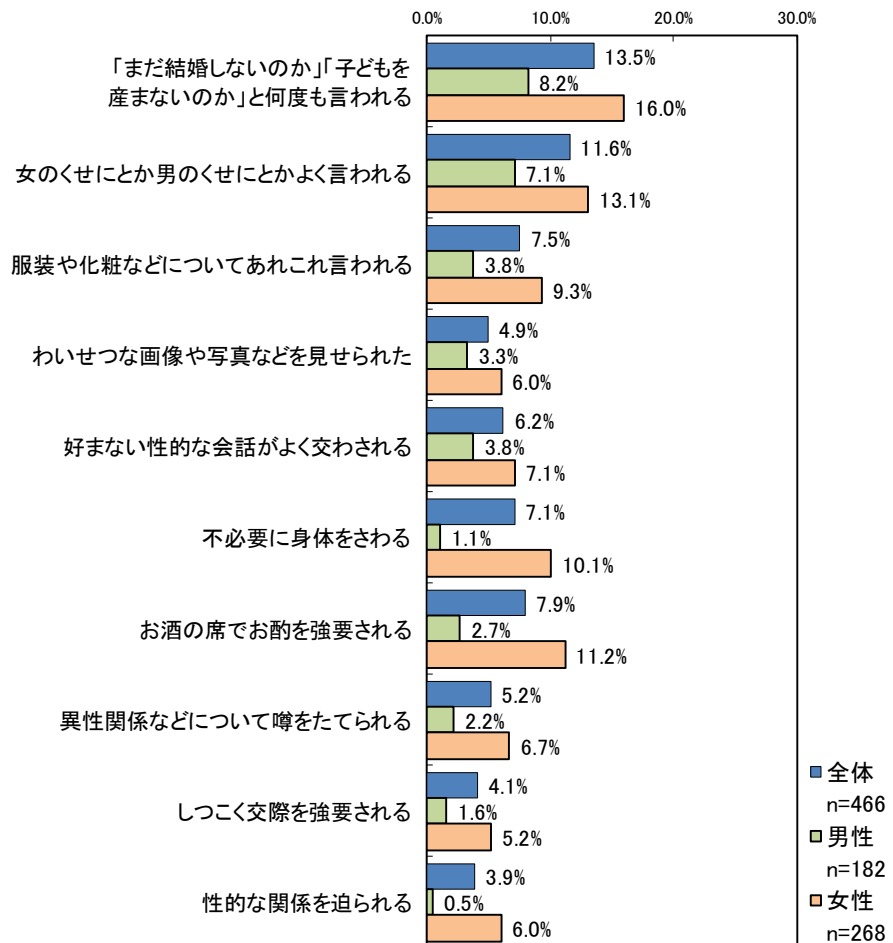
※令和4年度市民意識調査

セクシャル・ハラスメントだと思う行為 [全体]



※令和4年度市民意識調査

受けたことがある行為 [全体、性別]



※令和4年度市民意識調査

◎ 具体的施策

① 女性のための就職、再就業、就業継続のための支援

1) 就職、再就業希望者への情報提供を図る。

- 「マザーズハローワーク北九州」等、女性の就労に関する関係機関の情報の提供を行う。

【担当課】産業振興課

2) パートタイム労働者のための相談窓口を設置する。

- 事業所・事業主等へ、国や県等の関係機関と連携し、パートタイム労働者の相談窓口に関する情報の提供を行う。

【担当課】産業振興課

- パートタイム労働者の相談窓口の設置に向けて、国・県等の職員研修会等に参加を推進する。

【担当課】産業振興課

② 事業所内における女性が働きやすい労働環境の整備

1) パートタイム就業規則等事業所内の労働指針作成の普及・啓発に努める。

- 各事業所に「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」等に示されたことから、国や県と連携しパートタイム労働者の労働に関するガイドラインの作成を行うよう普及・啓発を推進する。

【担当課】産業振興課

2) 事業所内のあらゆるハラスメント防止に対する啓発活動を推進する。

- 国・県等の関係機関と連携し、各事業所にさまざまなハラスメント防止パンフレットの配布等、事業所内のセクハラをはじめとするあらゆるハラスメント防止を呼び掛けるとともに、市の広報やホームページ等で啓発を推進する。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

- 庁内の職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを防止するために職員の研修指導を行う。

【担当課】総務課、人権男女共同参画課

3) 仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりを推進する。

- 事業所内に従業員の子どもの保育ができる場所を設置する等、女性が仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりのために、国・県等の関係機関、経済団体とともに啓発を推進する。

【担当課】産業振興課、こども未来課、人権男女共同参画課

- 母親が働く地域で、職場内保育ができる保育所の設置・充実をめざし、事業所へ関係資料等を配布し啓発を行う。

【担当課】人権男女共同参画課

(3) 農業及び自営業等における女性の地位向上

都市部への女性の流出が続いているとともに、農業や自営業等における女性の従事者数は低下傾向にあります。しかし一方で「地方回帰」の動きが見られる中で、移住や定住、地域おこし協力隊などで、地域の農業や自営業との関わりを志向する都市部の女性が増えているのも事実です。

地域の活性化には農業や商工自営業に携わる女性の活躍が欠かせません。地域と深い関わりを持つ農業や商工自営業で女性が活躍できるよう、女性が働きやすく暮らしやすい地域にすることが重要であり、そのためには女性が地域の方針策定に参画し女性の声を反映させていくことが必要です。また、女性が働きやすい環境の整備や育児・介護等の負担の軽減、固定的な性別役割分担意識とこうした意識に基づく行動の変革に向けた取組を推進していくことが必要です。

中間市の農家数をみると62戸と少なく、そのうち個人経営は60戸、法人経営2事業者（農業組合法人1、株式会社1で、いずれも男性経営）となっています。経営者以外に経営方針の決定参画者がいる26戸のうちわけをみると、男性の経営者がいる23戸のうち女性の経営方針決定参画者がいるのが18戸、男女の経営方針参画者がいるのが3戸となっています（2020年農業センサス）。

また、公務を除く民営事業所数は令和3年度で1,428事業所（従業者数10,861人）となっており（2020年経済センサス）、女性が経営に関わっている場合もあります。女性の視点を活かした女性による起業を支援するため、あらゆる情報の提供や研修体制の整備等、女性の経営参画意識や経営管理能力をサポートするための様々な支援策を充実することが求められています。

個人経営体における経営方針の決定参画者（経営者を除く）の有無別農家数

	経営方針の決定参画者がいる	男の経営者		
		男女の経営方針決定参画者がいる	男の経営方針決定参画者がいる	女の経営方針決定参画者がいる
福岡県	8,428	1,722	865	5,841
	100.0%	20.4%	10.3%	69.3%
中間市	23	3	2	18
	100.0%	13.0%	8.7%	78.3%

	経営方針の決定参画者がいる	女の経営者		
		男女の経営方針決定参画者がいる	男の経営方針決定参画者がいる	女の経営方針決定参画者がいる
福岡県	538	104	365	69
	100.0%	19.3%	67.8%	12.8%
中間市	3	1	2	0
	100.0%	33.3%	66.7%	0.0%

※2020年農業センサス

◎ 具体的施策

① 農業及び自営業等の世帯の女性に対する地位向上のための支援活動

1) 男女共同参画に対する意識改革に向けた啓発を推進する。

- 農業・自営業に従事する人に男女共同参画に関する県等の研修会等の情報提供を行う。

【担当課】産業振興課

- 農業・自営業と異なる業種に携わる女性との意見交換等、意識改革に向けた各種研修会を開催する。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

2) 生産・加工や、経営管理技術等の能力向上を図る。

- 女性の能力向上を図るため、経営管理や生産技術に関する県等の情報を提供し、経済団体等と連携し女性の経営参画を促進する。

【担当課】産業振興課

- 農業・自営業で働く女性のスキルアップにつながる研修を行う。

【担当課】産業振興課

3) 農業及び自営業等の世帯における「家族経営協定」の締結を推進する。

- 民間組織（農業協同組合・商工会議所等）及び県の関係機関等と協力して「家族経営協定」※の情報を提供し、締結を推進する。

【担当課】産業振興課

② 農業及び自営業等における女性参画に対する啓発・支援活動

1) 農業及び自営業等の方針決定の場における女性の参画に努める。

- 民間組織（農業協同組合・商工会議所等）との連携を密にするとともに、女性等の多様な意見の有効性についての理解を促進し、市の農業委員等に女性委員等の登用を促す。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

- 農業・自営業者に向け「方針決定の場への女性の参画」を促す資料の提供やパンフレットの配布等で、女性の参画を推進する。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

2) 農業及び自営業等の女性の起業に対する支援策を充実する。

- 農業及び自営業等に従事する女性に、生産技術・経営管理に関する研修への参加を促し、女性の能力の向上を図り、起業や経営参画を促進する。

【担当課】産業振興課

③女性の起業に関する支援

1) 起業をめざす女性に対する研修等を開催する。

- 国・県等の関係機関及び民間組織(商工会議所、金融機関等)と連携し、起業をめざす女性の講習会・研修会等を開催し、女性の社会進出を促す。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

- 県・北九州市等の男女共同参画センター等で開催される、起業をめざす女性及び起業した女性のための研修会に関する情報を提供する。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

2) 起業のための情報提供を行う。

- 国・県等の関係機関及び民間組織(商工会議所、金融機関等)から女性の起業に関する情報、日本政策金融公庫、県及び市の融資制度等の様々な情報を提供する。

【担当課】産業振興課

※「家族経営協定」

家族農業経営は、経営と生活の境目が明確でなく、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬等の就業条件が曖昧になりやすく、そこから様々な不満やストレスが生まれがちです。家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

第3節 男女の自立促進と生活・子育て支援

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

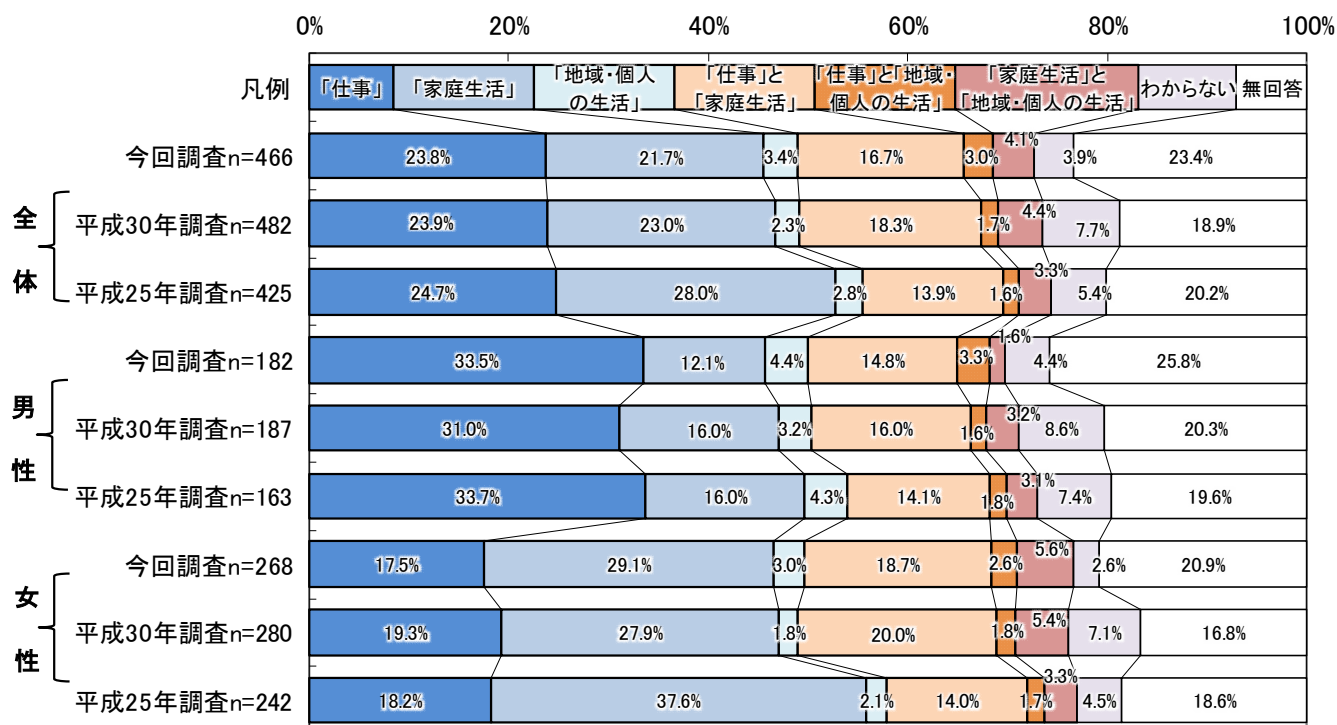
女性の社会進出に伴い、女性が自らの意思で働き続けるためには、仕事と家庭が両立できるような社会環境を整備することが課題になっています。

しかし令和4年度市民意識調査によると、「仕事」と「家庭生活」や「地域・個人の生活」に対する優先順位では、理想と現実には大きな違いが見られます。男女ともに、「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいという希望が最も高くなっていますが、現状では、女性は「家庭生活」（29.1%）、男性は「仕事」（33.5%）を優先している人の割合がそれぞれ最も高くなっています。

また、福岡県の「雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査」によると、出産者または配偶者が出産した者に占める育児休業取得者の割合は、女性98.4%、男性12.5%となっており、平成28年に比べ男女とも増加していますが男性の取得率は極めて低い状況にあります。これは、長時間労働や転勤等を当然視するいわゆる「男性中心型労働慣行」や固定的な性別役割分担意識を背景に家事・育児・介護等の多くを女性が担っている環境の中で、未だに男性が育児休業を取得しづらい風潮にあることが大きな要因と考えられます。

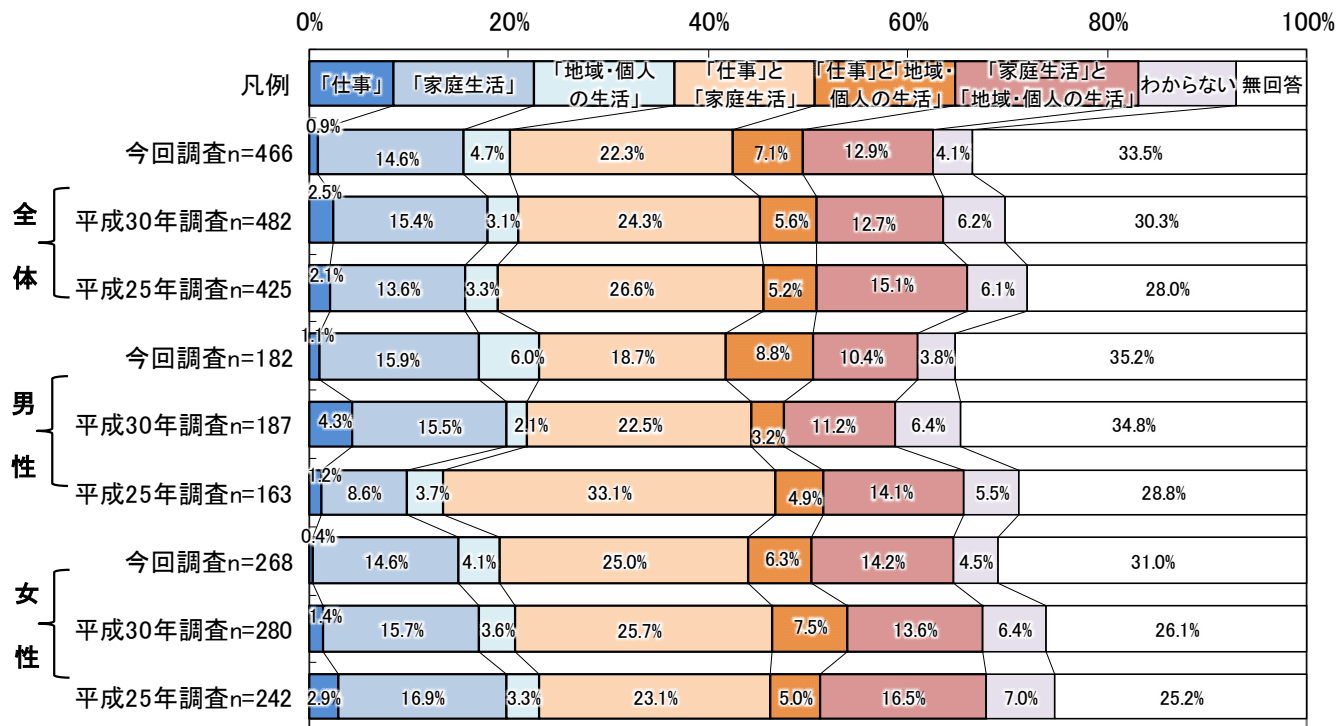
ワーク・ライフ・バランス実現のためには、企業だけでなく社会全体で取り組みを推進していかねばなりません。家庭生活は夫婦が共に担うものです。そのため、「育児・介護休業法」等の制度周知や職場の就業環境整備が不可欠であり、仕事と家庭が両立できるような社会環境を整備することが必要です。

「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の中で優先するもの—現状〔全体、性別〕（前回調査比較）



※令和4年度市民意識調査

「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の中で優先するもの—希望 [全体、性別] (前回調査比較)



※令和4年度市民意識調査

育児休業取得率の推移

単位：%

性別	H17年 2005	H19年 2007	H21年 2009	H23年 2011	H25年 2013	H27年 2015	H29年 2017	H30年 2018	R元年 2019	R2年 2020	R3年 2021	R4年 2022
女性	72.3	89.7	85.6	【87.8	83.0	81.5	83.2	82.2	83.0	81.6	85.1	80.2
男性	0.50	1.56	1.72	【2.63	2.03	2.65	5.14	6.16	7.48	12.65	13.97	17.13

※平成23年度の【 】内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

※各年内閣府雇用均等基本調査

有期契約労働者の育児休業取得率の推移

単位：%

性別	H17年 2005	H20年 2008	H23年 2011	H25年 2013	H27年 2015	H29年 2017	H30年 2018	R元年 2019	R2年 2020	R3年 2021	R4年 2022
女性	51.5	86.6	【80.7	69.8	73.4	70.7	69.6	77.5	62.5	68.6	65.5
男性	0.10	0.30	【0.06	0.78	4.05	5.69	7.54	3.07	11.81	14.21	8.57

※平成23年度の【 】内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

※各年内閣府雇用均等基本調査

出産者のうち、調査時点までに育児九号を開始した者（開始予定の申し出をしている者を含む。）の数

育児休業取得率＝

調査前年度1年間（※）の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数

男女別育児休業取得率の推移（福岡県）

単位：％

性別	H22年 2010	H25年 2013	H28年 2016	R2年 2020
女性	89.6	92.2	94.6	98.4
男性	0.7	0.6	3.7	12.5

※福岡県「雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査」結果
 ※R2年はチャレンジふくおか働き方改革推進協議会
 「職場の『働きやすさ』度アンケート」（令和2年）

★「ワーク・ライフ・バランス」

仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すもの。

◎ 具体的施策

① **ワーク・ライフ・バランスのための啓発活動、相談体制の充実**

1) **家庭内における男女の対等な仕事の役割分担のための啓発を図る。**

- 男女が共に育児・介護を分担した家庭生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスへの理解・認識を図ることを目的とした、より興味を持たれる講習会・学習会及び啓発を推進する。

【担当課】生涯学習課、人権男女共同参画課

2) **育児・介護休業制度の普及・啓発と定着を促進する。**

- 市職員（特に男性）の育児・介護休業制度の利用を推進するとともに、男性職員がより長期の取得ができるような職場環境や働き方についての改善策について検討する。

【担当課】総務課

- 市民や事業所等へ、国や県等の育児・介護休業制度に関する情報を提供する。

【担当課】人権男女共同参画課、産業振興課

3) **ワーク・ライフ・バランスのための相談体制の整備を図る。**

- 働く女性の仕事や家庭の悩みについての相談体制の整備を図る。

【担当課】生涯学習課、人権男女共同参画課

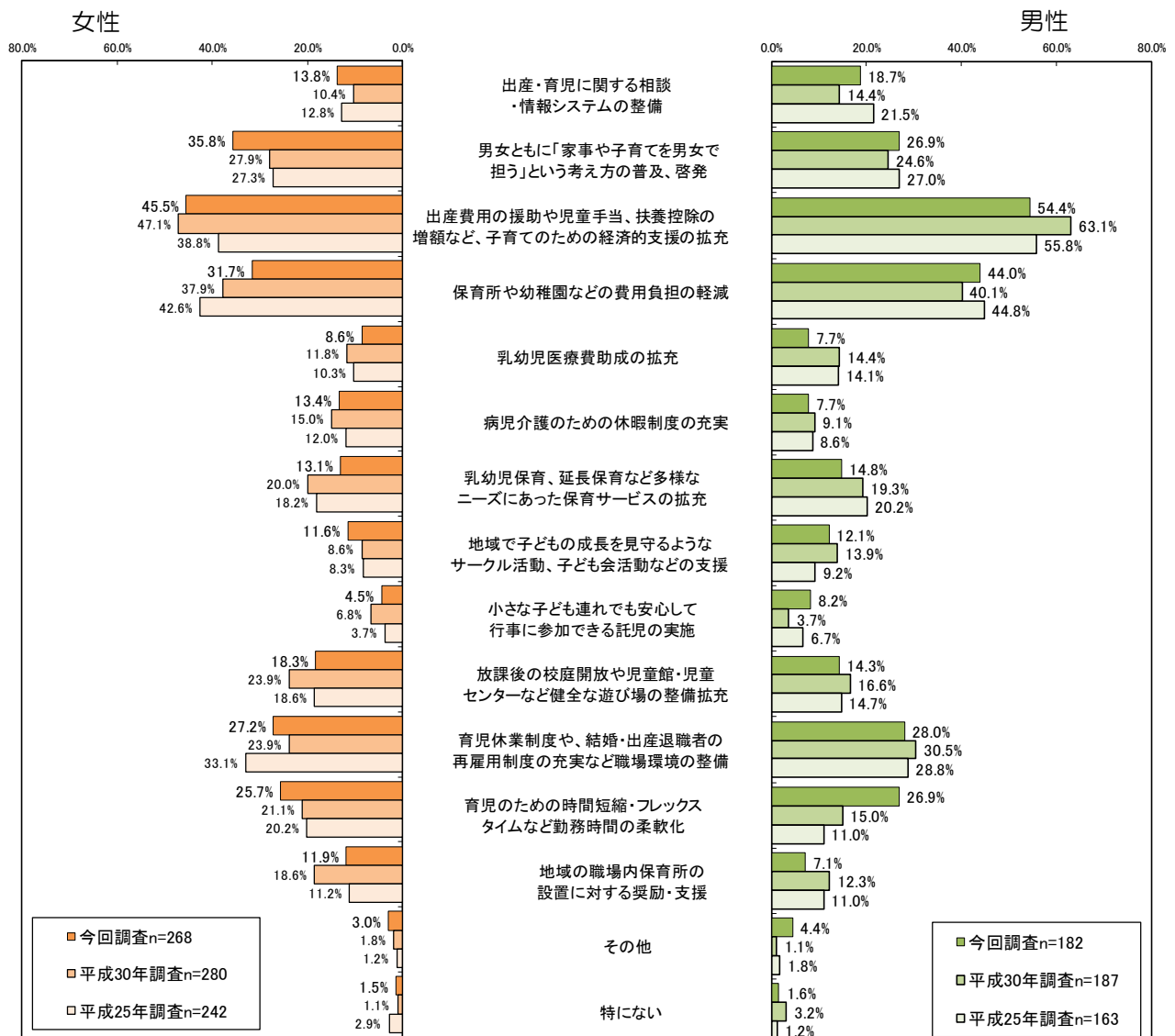
(2) 子育て支援の充実と児童の健全育成

安心して子どもを産み、健やかに育てる地域社会にするためには、子ども・子育て支援新制度の実施による幼児期の学校教育及び保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「新子育て安心プラン」をふまえた保育の受け皿整備、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受入児童数の拡大などにより、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る必要があります。

令和4年度市民意識調査によると、安心して子どもを産み、健やかに育てる社会にするために望むこととしては、「子育てのための経済的支援」等が上位にあがっています。一方、女性の回答をみると、前回増加していた「保育所・幼稚園等の費用負担の軽減」が減少し、「男女ともに家事や子育てを男女で担う」という考え方の普及、啓発が7.9ポイント増加しています。

中間市では、県内で最も低い保育料を維持していますが、今後は男女が共に家事や子育てを担うという考え方を普及、啓発するとともに、子どもを安心して産み育てることができるよう、相談支援等の各種支援制度の充実、支援体制の一層の整備、拡充を進めていくことが必要です。

安心して子どもを産み、育てるために行政に期待すること〔性別〕（前回、前々回調査比較）



※令和4年度市民意識調査

◎ 具体的施策

① 子育て環境の整備

1) 各種子育て支援施設の整備、サービスの充実を図る。

- 市内の保育所・幼稚園や各小中学校との連携を深め、早期療育等の支援体制の強化、母親の育児不安の軽減、母親の心身の休息に関するケア等の一貫した総合的支援を実践する。

【担当課】こども未来課、健康増進課(保健センター)

- 「中間市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、令和6年4月総合会館内に設置予定の「子ども家庭センター」を核とする子育て支援施設の整備及びサービスの充実を図る。

【担当課】こども未来課

- 子育て支援サービスの充実を図るため、より専門的な研修会・講習会等に参加を推進する。

【担当課】こども未来課

2) 子育てに関する相談体制の充実を図る。

- 令和6年4月に「子ども家庭センター」が設置予定であり、窓口の一本化が図られることから、人と人とのつながりを大切にした保護者や地域の人たちが安心・信頼できる子育て相談窓口のいっそうの充実を図る。

【担当課】こども未来課

- 「子ども家庭センター」の母子保健係・家庭児童相談係・子育て支援センター係の職員による専門的連携強化により妊娠・出産・子育てまでのワンストップの支援体制を整え、早期療育等の充実を図る。

【担当課】こども未来課

- 子育て支援センターの事業に合わせて身体計測、育児相談、栄養相談等を行い、母親の育児不安の軽減に努める。また、あらゆる機会をとらえて教育・相談を実施し、育児相談や健康教育の充実を図る。

【担当課】健康増進課(保健センター)

- 助産師等による妊産婦訪問、乳児全戸訪問において、乳児の発達状態等の確認や、産婦の健康状態の聞き取りや助言等を行い、子育てに関する相談業務の推進を図る。

【担当課】健康増進課(保健センター)

- 未成年者による子育てに関する相談ができる環境づくりと窓口の充実を図る。

【担当課】こども未来課、健康増進課(保健センター)

3) 子育てに携わる人に男女共同参画に関する研修等を実施する。

- 子育てに携わる市民を対象に、より興味を持たれる男女共同参画に関する講座・研修等を実施する。

【担当課】こども未来課、人権男女共同参画課

②子育て支援体制の機能強化

1) 更なる専門相談員等の資質向上を図る。

- 専門相談員の自主研修や市外で開催される研修会への参加を促進するとともに、専門スタッフによる療育研修会等を開催する。また、「子ども家庭センター」が主体となって講師の選定・専門的研修会を開催するための体制を整える。

【担当課】こども未来課

- 保育士として、発達心理等、より専門性を高める研修会等を開催する。また保育理念、保育方針、保育目標に基づき、園内研修を実施し、保育士一人ひとりの意識向上に差異がないように努めていく。

【担当課】こども未来課(さくら保育園)

2) 各種子育て支援の関係機関等との連携を強化する。

- 「子ども家庭センター」の設置に伴い相談窓口を一本化し、各施設・相談窓口等の連携や職員間の共通認識を図り子育て支援を推進する。

【担当課】こども未来課

- 「子ども家庭センター」の設置とあわせ、保護者向けチラシを作成し、情報提供等子育て支援体制の強化を図る(家庭児童相談係)。

【担当課】こども未来課

③多様な子育て支援サービスの充実

1) 時間外保育、病後児保育及び一時保育、病後児保育を充実する。

- 市民の保育ニーズを把握し、地域のバランスを考慮しながら、各保育園と協力し、保育所施設の運用・充実を図り、時間外保育、病後児保育及び一時保育、病後児保育等の多様な保育サービスを推進する。また病児・病後児保育室については、利用者がより利用しやすいように窓口等で周知を行う。

【担当課】こども未来課

2) 障がい児保育を充実する。

- 障がい児の保育については、障がい児の現状の把握に一層努め、障がい者手帳、療育手帳の有無だけではなく、様々な状況に対応できるよう保育サービスの充実を図る。

【担当課】こども未来課

3) 放課後児童クラブを充実する。

- 市内の放課後児童クラブ(学童保育)のサービス充実を図る。

【担当課】こども未来課

4) ファミリー・サポートの事業の推進を図る。

- シルバー人材センターでの育児支援サービスのいっそうの周知を図る。

【担当課】介護保険課

(3) 生活上の困難に直面する世帯への支援

近年、家族形態が多様化し、母子・父子のひとり親家庭も増加の傾向にあり、生活上の困難に直面する世帯が多くなっています。特に女性の貧困は、ひとり親をはじめ子育て世帯においては子が成人した後も続くことや、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性、高齢女性も含め、全ての年代の女性に生じ得ることに留意する必要があります。

このためセーフティネットの機能として、貧困等生活上の困難に対する多様な支援を行うとともに、その支援が届きやすくなるよう改善に努めることが必要です。また、貧困等を防止するための取組も重要であり、家族の介護等を行っているいわゆるヤングケアラーの問題にも取り組む必要があります。

国勢調査によると、中間市におけるひとり親家庭の母子世帯数は、全国平均と比較しても高い傾向にあります。また、全国的に見ると、父子家庭における父親の69.9%が正社員であるのに対し、母子家庭の母親においては48.8%であり、42.4%の母親は派遣またはパート・アルバイトとして働いている状況があります（令和3年 内閣府全国母子世帯等調査）。

このように、経済的にも精神的にも不安定になりがちなひとり親家庭等が、自立して安定した生活を送ることができるよう、相談業務を充実させ、経済的支援や生活支援を行うことが重要です。

また、女性の貧困等を解消し、その影響を断ち切るためには、子どもの貧困対策のみならず、個人の置かれた状況に寄り添った切れ目のない支援が必要です。65歳以上の一人暮らしは男女ともに増加傾向にあり、高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方、家族形態等の影響が大きく、また、新型コロナウイルスや就職氷河期など深刻な事象の影響や、長年にわたって様々な分野における男女格差が継続している社会経済状況の影響が凝縮され固定化されて現れていることに留意した取組が必要です。

また、高齢女性の就業が増えていることや、女性に対するハラスメントの問題などに留意するとともに、女性が長期的な展望に立って働けるようにするために、出産・育児・介護等に対応した多様で柔軟な働き方を選択できるようにすることも必要です。

さらに、女性であることに加え、障がいがあること、日本で働き生活する外国人であることからくる複合的な困難を抱える場合があります。このように、高齢者、障がい者、外国人等さまざまな困難を抱える人々が直面する問題を解決するには、福祉サービスの充実を図るとともに、市内に生活する生活上の困難に直面する世帯が安心して生活できる環境整備が必要です。

ひとり親家庭の状況

単位：人

一般世帯数	母子世帯数		父子世帯数	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比
中間市 17,331	358	2.07%	30	0.17%
福岡県 2,318,479	35,804	1.54%	3,280	0.14%
全国 55,704,949	646,809	1.16%	74,481	0.13%

資料：令和2年国勢調査

ひとり親世帯の就業状況

	総数	就業している	従業上の地位							不就業	不詳	
			正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	会社などの役員	自営業	家族従業者	その他			
母子世帯の母の就業状況	平成28年											
	総数	(100.0)	(81.8)								(9.4)	(8.8)
		(100.0)	(44.2)	(4.6)	(43.8)	(0.9)	(3.4)	(0.5)	(2.5)			
母子世帯の母の就業状況	令和3年											
	総数	1,195,128	1,031,567	503,380	37,387	400,134	9,900	51,224	5,198	24,344	109,412	54,149
	(100.0)	(86.3)								(9.2)	(4.5)	
		(100.0)	(48.8)	(3.6)	(38.8)	(1.0)	(5.0)	(0.5)	(2.4)			
父子世帯の父の就業状況	平成28年											
	総数	(100.0)	(85.4)								(5.4)	(9.1)
		(100.0)	(68.2)	(1.4)	(6.4)	(1.7)	(18.2)	(2.6)	(1.4)			
父子世帯の父の就業状況	令和3年											
	総数	148,711	131,073	91,614	1,922	6,442	9,545	19,373	781	1,397	7,116	10,521
	(100.0)	(88.1)								(4.8)	(7.1)	
		(100.0)	(69.9)	(1.5)	(4.9)	(7.3)	(14.8)	(0.6)	(1.1)			

資料：令和3年内閣府全国母子世帯等調査

◎ 具体的施策

①ひとり親家庭の子育て、就学支援

1) ひとり親家庭の子育て支援と生活支援を図る。

- 「ひとり親家庭等医療費助成」及び「児童扶養手当」等様々な制度を、市の広報やホームページ等で紹介するとともに、個別の事情等も勘案しひとり親家庭の支援を図る。また、関係窓口と連携し、円滑な事務処理に努める。

【担当課】こども未来課、健康増進課

- 県営住宅のひとり親に対する倍率優遇措置制度の周知について、パンフレット等を活用し行う。

【担当課】都市整備課

2) ひとり親家庭の就学支援を行う。

- 小・中学校において、各家庭の実態把握に努めるとともに、教育相談を定期的に行い、ひとり親家庭等の支援の充実を図る。

【担当課】学校指導課

- 就学援助制度が国の標準化業務の対象になっていることから、市としての窓口業務のあり方なども念頭に、手続き・周知方法を随時検討し、今後も引き続き経済的な理由から就学困難と認められる児童生徒の保護者負担の軽減を図っていく。

【担当課】学校教育課

②高齢者・障がい者の各種支援制度の充実と相談体制

1) 豊かな老後を送るための各種福祉制度に関する学習、啓発を推進する。

- 高齢者の経験や知識を活用した社会参加や生きがいづくりの一環として「ボランティア講師派遣事業」を実施し、さらにボランティア講師同士の情報交換や指導者の技術向上を図る研修会等を開催する。まだ活用されていない分野についても幅広く広報やホームページで周知活動を行う。

【担当課】安全安心まちづくり課

- 市民活動の活性化を図る様々なボランティア活動の拠点として、NPO・ボランティア同士の連携を深めるため、ボランティアセンターをさらに充実させ、市民への啓発活動を推進する。

【担当課】安全安心まちづくり課

- シルバー人材センター事業を支援し、高齢者の生きがい対策を推進するとともに、能力を活かした地域づくりを推進する。また、事業充実のための担い手の確保について支援に努める。

【担当課】介護保険課

2) 障がい者への福祉に関する相談体制の充実を図る。

- 障がい者が抱える悩みに対応するため、相談しやすい環境づくりに努める。相談内容が多岐にわたり複数の機関が関わる案件が多いことから、情報共有の場を設け相談体制の在り方を検討する。

【担当課】福祉支援課

③外国人が安心して暮らせる環境の整備

1) 外国人の支援体制の整備・充実を図る。

- 県や近隣自治体の男女共同参画センター等と連携し、男女共同参画に関する国際的な様々な情報を提供する。

【担当課】人権男女共同参画課

- ボランティア団体「日本語教室なかまと連携し、市内に在住する外国人が地域の中で孤立しないように支援する。

【担当課】産業振興課

- 県や(財)福岡県国際交流センター等から配布される多言語版の外国人向け各種リーフレット等を市の施設等で配布する。

【担当課】産業振興課

(4) 男女が共に介護を担う社会環境づくり

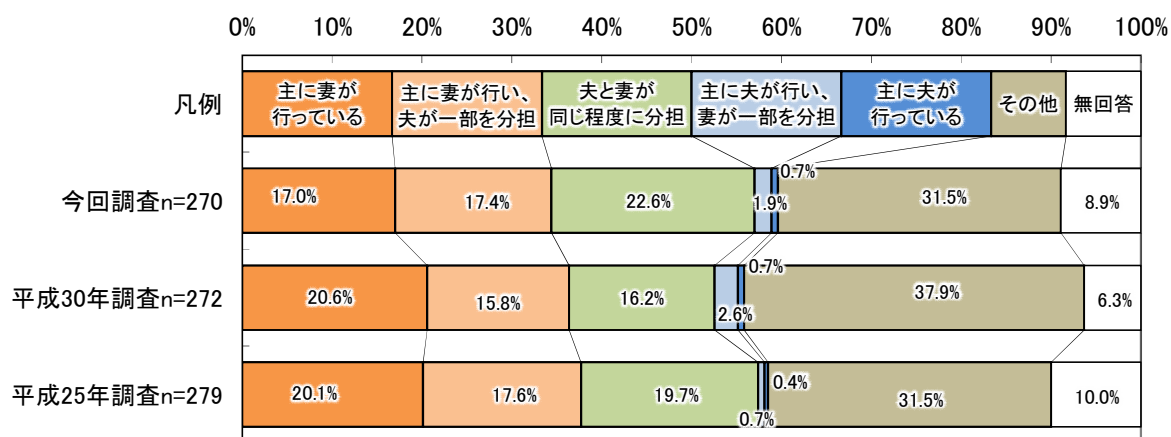
近年、介護を必要とする人の割合は増加傾向にあります。なかでも、高齢者の介護・介助は女性が中心的役割を果たしています。

令和4年度市民意識調査によると、家庭内における介護は「主に妻が行っている」が17.6%、「主に妻が行い、夫が一部を負担」が17.4%となっていますが、「主に夫が行っている」と「主に夫が行い、妻が一部を負担」は合わせて2.6%に過ぎません。「夫と妻が同じ程度に分担」が22.6%で平成30年調査と比べ6.4%増加しているものの、介護・介助等の軽減を図ることは女性に対する負担の問題を解決する側面をもっていることがうかがえます。

また、福岡県では介護や看病を理由に離職・転職した人のほとんどを女性が占めており、毎年2,000人から4,000人台に上ると推計されています。今後ますます高齢化が進むと予測されており、仕事と介護の両立は重要な課題となっています。

介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できることは、これからの高齢社会を考える上でも重要です。その実現のため、介護負担を性別、年齢を超えた共通の問題として、市民全体の意識を啓発していくことが重要です。

家庭内における仕事の役割分担・親の世話（介護）をする [全体]（前回、前々回調査比較）



※令和4年度市民意識調査

介護・看護を理由に離職・転職した人の男女比

		平成29年10月 ～30年9月	平成30年10月 ～令和元年9月	令和元年10月 ～2年9月	令和2年10月 ～3年9月	令和3年10月 以降
全国	女性の占める割合 (%)	71.9	79.6	75.7	70.2	75.3
	離職・転職した女性の人数 (人)	57,100	39,400	72,300	62,000	80,000
福岡県	女性の占める割合 (%)	76.2	69.4	87.5	75.8	100.0
	離職・転職した女性の人数 (人)	3,200	3,400	3,500	2,500	4,300

資料：各年内閣府就業構造基本調査（調査年月令和4年10月）

◎ 具体的施策

① 介護しやすい社会環境づくり

1) 介護サービスの充実に努める。

- 「中間市高齢者総合保健福祉計画」に基づいて、男女が共に介護を担う介護サービスの充実を図る。また近年では、男女に関わらず、配偶者やパートナーの一方に介護が必要になることでの老老介護や認知介護に対する支援の在り方を検討する。

【担当課】介護保険課

- 男女が共に介護を担う社会づくりのため、介護保険制度や介護の相談窓口業務の啓発を推進する。

【担当課】介護保険課

- 市民のニーズにあった介護サービスが継続して提供できるよう、サービス内容の工夫や充実を図る。

【担当課】介護保険課

2) 精神ケアを促進する。

- 男女が支えあい、ともに住み続けるまちづくりを目指すため、家庭内の介護に携わる人の抱える悩み等の相談窓口を充実させるため民間事業者による認知症カフェの増設等をめざす。長期的には地域の実情に応じた様々な主体により運営されるよう、支援に努める。

【担当課】介護保険課(地域包括支援センター)

- 家族のリフレッシュのために必要に応じて介護支援専門員の作成するケアプランにショートステイを取り入れるよう啓発を行っていく。

【担当課】介護保険課(地域包括支援センター)

3) 介護に携わる人材の育成を図る。

- 介護サービス充実を目指し、各事業所の介護支援専門員の資質向上を図るため、包括ケア研修会を定期的に実施し、人材育成を推進する。

【担当課】介護保険課

- 介護保険サービスガイド等に性別にかかわらず、介護者が過重な負担を負うことがないように、介護制度の解説や、各種介護サービスの紹介等を掲載し一人で抱え込むことのないよう啓発を図る。

【担当課】介護保険課、人権男女共同参画課

第4節 男女の健康づくりと暴力の根絶

(1) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提となります。特に、女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点が重要です。心身の健康は暴力や貧困などの社会的要因によって大きく影響を受ける面があるため、健康課題解決には、背景となる社会課題の解決が求められます。健康の社会的決定要因とその影響が男女で異なることなどに鑑み、性差に応じた的確な保健・医療を受けることが必要です。

また、性交後 72 時間以内に内服すると効果があるされる緊急避妊薬が医師の処方により使用できるようになりました。しかしながら、緊急避妊薬を処方すべきかの判断は過去の月経などの情報を的確に聴取し判断する必要があるとする意見(日本産科婦人科学会「緊急避妊法の適正使用に関する指針」)がある一方で、迅速な対応が求められる状況下で、地方において産婦人科を受診しにくい状況やデートレイプを含む犯罪などが関係する場合などにおいてもアクセスがしにくいという「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点からの指摘が多くあげられています。

国の調査結果をみると、性感染症の中でも梅毒の感染者が急増しています。また、HIV 感染者や AIDS が令和 2 年以降急増しており、これら性感染症に関する正しい知識の普及を図ることが必要となっています。

また、特に女性は妊娠・出産の機能がもたらす特有の健康問題があり、ライフスタイルを通じて男性と異なる健康上の問題が生じるため、女性特有の病気に留意しなければなりません。国の調査では、女性特有のがん死亡率及び人工妊娠中絶率において、福岡県は全国の中でも上位に位置しているほか、ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害経験で「避妊に協力してくれない」「脅しや暴力により性的な行為を強要された」という「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」を侵害された経験も持つ人も少なくありません(51 ページ参照)。このため健康や生殖に関する予防等の正しい知識の普及を図ることが喫緊の課題となっており、母性機能の社会的重要性についての認識を浸透させるとともに、男女の性差に応じた健康づくりに対する理解を深める必要があります。また、「思春期」、「子育て期」、「更年期」といったライフステージ(生活周期)に応じた健康管理のための施策の推進も重要課題です。

性感染症報告数の年次推移

性感染症報告数の年次推移

定点報告		H21年	H23年	H25年	H27年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年
定点医療機関数		961	967	974	980	988	984	983	981	983
淋菌感染症	総数	9,285	10,247	9,488	8,698	8,107	8,125	8,205	8,474	10,399
	男	7,358	8,076	7,591	6,905	6,459	6,378	6,467	6,718	8,097
	女	1,927	2,171	1,897	1,793	1,648	1,747	1,738	1,756	2,302
性器クラミジア感染症	総数	26,045	25,682	25,606	24,450	24,825	25,467	27,221	28,381	30,003
	男	11,845	11,736	12,369	11,670	12,072	12,346	13,947	14,712	15,458
	女	14,200	13,946	13,237	12,780	12,753	13,121	13,274	13,669	14,545
性器ヘルペスウイルス感染症	総数	7,760	8,240	8,778	8,974	9,308	9,129	9,413	9,000	8,981
	男	3,078	3,292	3,493	3,540	3,694	3,585	3,520	3,324	3,387
	女	4,682	4,948	5,285	5,434	5,614	5,544	5,893	5,676	5,594
尖圭コンジローマ	総数	5,270	5,219	5,743	5,806	5,437	5,609	6,263	5,685	5,602
	男	2,981	2,987	3,356	3,589	3,382	3,584	4,113	3,587	3,524
	女	2,289	2,232	2,387	2,217	2,055	2,025	2,150	2,098	2,078

※H11年は4月～12月の実績

全数報告		H21年	H23年	H25年	H27年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年
	総数	691	827	1,228	2,690	5,826	7,007	6,642	5,867	7,978
梅毒	男	523	650	993	1,930	3,931	4,591	4,387	3,902	5,261
	女	168	177	235	760	1,895	2,416	2,255	1,965	2,717

資料：厚生労働省「感染症発生動向調査」

HIV感染者及びAIDS患者の年次推移（国籍別、性別）

単位：人

診断区分	国籍	性別	S60年 1985	H2年 1990	H7年 1995	H12年 2000	H17年 2005	H22年 2010	H27年 2015	R2年 2020	R3年 2021	R4年 2022
HIV	日本	男	0	27	147	336	709	956	860	17,806	18,420	18,935
		女	0	10	19	32	32	41	38	1,046	1,056	1,068
		計	0	37	166	368	741	997	898	18,852	19,476	20,003
	外国	男	0	11	47	53	60	59	88	2,122	2,220	2,314
		女	0	18	64	41	31	19	20	1,515	1,535	1,546
		計	0	29	111	94	91	78	108	3,637	3,755	3,860
合計		0	66	277	462	832	1,075	1,006	22,489	23,231	23,863	
AIDS	日本	男	5	18	108	239	291	421	379	8,080	8,340	8,542
		女	0	3	11	21	11	15	11	432	435	441
		計	5	21	119	260	302	436	390	8,512	8,775	8,983
	外国	男	1	10	33	41	49	29	30	1,041	1,081	1,116
		女	0	0	17	28	16	4	8	438	450	459
		計	1	10	50	69	65	33	38	1,479	1,531	1,575
合計		6	31	169	329	367	469	428	9,991	10,306	10,558	

資料：厚生労働省エイズ動向委員会

女性特有のがん死亡率

単位：人

がんの部位	地域	H17年 2005	H22年 2010	H27年 2015	R2年 2020	R3年 2021	R4年 2022
子宮がん (女子人口10万人対)	福岡県	7.8	9.8	11.4	11.0	11.3	10.0
	全国	8.3	9.1	10.0	10.7	10.8	11.4
乳がん (人口10万人対)	福岡県	9.9	10.9	11.9	12.3	12.0	13.6
	全国	8.6	9.9	10.9	12.0	12.1	13.1

資料：各年厚生労働省人口動態調査

人口妊娠中絶実施率（15歳以上49歳女子人口千人対）

単位：人

	地域	H17年 2005	H22年 2010	H27年 2015	R2年 2020	R3年 2021
中絶実施率	福岡県	14.6	11.1	9.6	7.7	6.6
	全国	10.3	7.9	6.8	5.8	5.1

資料：各年厚生労働省衛生行政報告例

★「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）

いつ何人子どもを産む産まないを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれている。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じた性と生殖に関する課題が広く議論されている。このようにライフサイクルを通じて個人、特に女性の健康の自己決定権を保障するもので、すべての人々の基本的人権として位置付ける理念である。Reproductive Health/Rights

◎ 具体的施策

①生涯にわたる健康づくりの支援

1) ライフステージに応じた健康教育等を推進する。

- 各種保健事業で、市民のライフステージに応じた健康教育を推進する。

【担当課】健康増進課(保健センター)

- 各種検診や健康教室等に多くの市民が参加できるよう、広報活動を充実させ、男女平等の精神で健やかな老後を送ることができるよう施策の充実を図る。

【担当課】健康増進課(保健センター)

2) 健康をおびやかす問題についての正しい知識の普及を図る。

- 各種保健事業の中で「健康をおびやかす問題についての正しい知識」の普及に努める。

【担当課】健康増進課(保健センター)

- 学校教育の保健体育・学級活動・道徳の時間等を中心に、健康問題についての正しい知識の定着を図る。また、薬物乱用防止教室の充実を努める。

【担当課】学校指導課

3) 健康づくりとスポーツ活動を推進する。

- 市内の体育施設で、健康づくりをめざした各種スポーツ教室の開催を推進する。

【担当課】生涯学習課

- 健康づくりをめざした、各種健康教室や市主催の健康教室から派生した任意の市民の活動の支援を推進する。

【担当課】健康増進課(保健センター)

②性と生殖に関する健康についての理解の促進

1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての啓発を行う。

- 健康教室や新生児訪問等を通じ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての理解と認識を深めるための啓発活動を行う。

【担当課】健康増進課(保健センター)、人権男女共同参画課

- リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての情報を、市の広報やパンフレット等で発信し、市民に対する啓発を推進する。

【担当課】健康増進課(保健センター)、人権男女共同参画課

2) HIVをはじめとした性感染症に対する正しい知識の普及を図る。

- 学校教育の中で、HIVをはじめとした性感染症についての正しい知識の定着を図る。

【担当課】学校指導課

- 健康教室の中で、HIVをはじめとした性感染症を正しく理解し認識を深めるよう、啓発を推進する。

【担当課】健康増進課(保健センター)

- 性感染症に対する正しい知識の普及を図るため、市の広報や人権センターだより、パンフレット等で、特集記事を掲載し啓発を推進する。

【担当課】健康増進課(保健センター)、人権男女共同参画課

③妊娠・出産期における女性の健康支援

1) 母子保健対策を充実する。

- 妊婦健康診査、母子健康手帳の交付及び相談室、母親学級、両親学級、全新生児の訪問・乳幼児の教室等を実施し、妊娠・出産期における女性の心身の健康支援の充実を図る。

【担当課】健康増進課(保健センター)

- 妊娠出産期を捉え、両親学級での男女共同参画の視点に立った学習の普及を図るとともに、子育ての出発である母子健康手帳交付時に父親やパートナーの同席を促し、学習機会の充実を図る。

【担当課】健康増進課(保健センター)

(2) あらゆる暴力防止対策の推進

すべての性犯罪・性暴力は、重大な人権侵害です。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、職場等におけるハラスメントは深刻であり、的確かつ迅速に対応する必要があります。近年は新型コロナウイルス感染症に伴い、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念され、精神的暴力を含め配偶者等からの暴力に関する相談件数が増加したことや、SNS やメールなどの多様な相談手段へのニーズの高まりもふまえ、こうした非常時にも機能する相談手法も含めた相談支援体制の充実を図るとともに、家庭に居場所のない被害者等が安心できる居場所づくりを進めることが重要となってきました。

またセクシュアルハラスメントも重大な人権侵害です。雇用の場や就職活動におけるセクシュアルハラスメントを防止するため、外部相談窓口を含む相談体制の整備や研修の充実等、セクシュアルハラスメント防止対策の促進に向けた取組が必要です。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークの導入やオンラインの活用が進んでいることから、こうした場合におけるセクシュアルハラスメントにも留意していく必要があります。

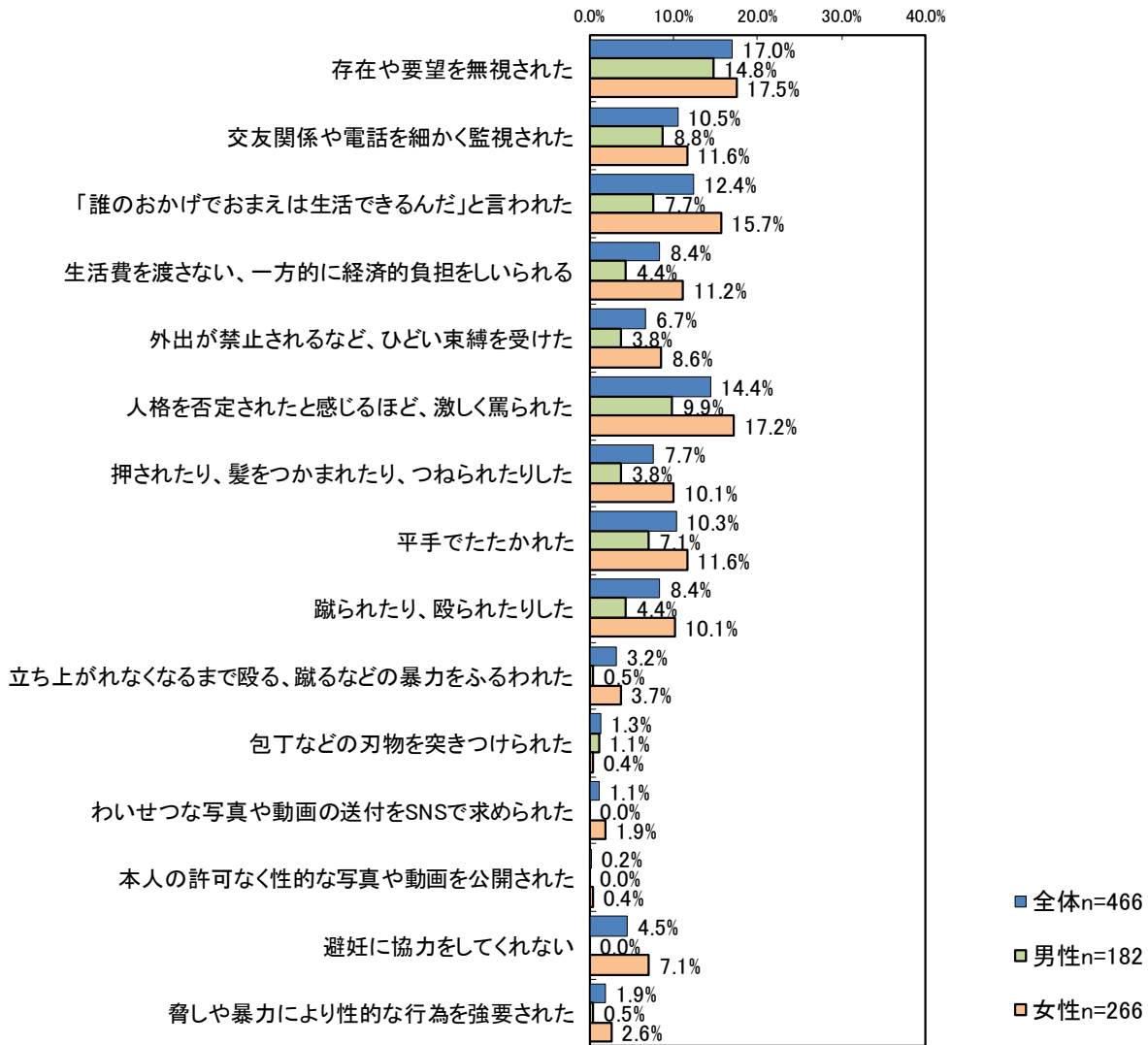
ストーカー事案については、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあることから、被害者等からの相談窓口を充実させるとともに、民間団体を含めた関係機関が連携して、被害者等の適切な避難等、迅速・的確な支援を行うことが重要です。

インターネット上であっても、誹謗中傷等の暴力は、重大な人権侵害となっています。このため行政及び民間事業者等の多様な関係者との協働、広報啓発の推進等の総合的な取組により、自由なデータ流通や通信の秘密に係る理念等とプライバシー保護等の在り方を念頭に置きつつ被害の予防、迅速・着実な被害の救済及び予防に努め暴力を防止するための取組を推進します。また、SNS 上における違法な性・暴力表現の流通等を防止するとともに、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応も行う必要があります。

令和 4 年度市民意識調査においては、配偶者・パートナーからの暴力を受けたと回答した女性の割合が男性より高くなっています。DVは、個人や家庭の問題として捉えられるために周囲が気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化してしまうという特徴があります。このため、2008 年（平成 20 年）には「DV防止法」が改正され、強化されたことに基づき、令和 6 年 4 月 1 日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 30 号）」が施行されます。配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者暴力防止法は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための法律です。

今後は、配偶者からの暴力を含めた被害者に対する相談・支援体制等、関係機関との連携を図るとともに、さまざまな暴力に対する人権意識を高めることが重要です。

パートナーからの暴力の有無 [全体、性別]



※令和4年度市民意識調査

◎ 具体的施策

① 性の尊厳と差別、偏見を無くすための啓発活動の推進

1) 個人の人権を守るための、各種媒体による啓発活動を充実する。

- 市の広報やホームページ等を通じてDV等人権を侵害する行為を防止するための啓発を推進する。

【担当課】人権男女共同参画課

- ホットラインカードを市内公共施設のトイレに設置し、相談窓口の周知を行う。

【担当課】人権男女共同参画課

2) 青少年に対する性の尊厳についての啓発活動を推進する。

- ヤングテレホン等で、青少年に関する相談窓口の充実・啓発を推進する。

【担当課】安全安心まちづくり課

- 各学校において、保健体育・家庭・道徳・学級活動や外部講師を招いた講演会などを通して、児童生徒の発達段階に応じて性の尊厳について理解し、性に関する偏見をなくす教育を行う。

【担当課】学校指導課

- 性的虐待について相談を受けた場合は、専門機関である児童相談所に情報提供を行い、早急な支援を確立することを徹底する。

【担当課】こども未来課

② あらゆる暴力の根絶

1) DV等に関する学習会を開催する。

- 教育関係機関等との連携による学習会、講演会の充実を図る。また中高校生対象のDV(デートDV)・虐待等の冊子を各学校に配布するとともに、正しい知識の普及・啓発に努める。

【担当課】こども未来課、学校教育課、人権男女共同参画課

2) 関係機関との連携を強化し、DV被害者への24時間支援の充実を図る。

- DV防止等に関する市民への啓発活動の充実のため、民間団体等と連携し、被害女性の支援と相談窓口の周知の徹底を図る。

【担当課】人権男女共同参画課

- デートDV被害等の啓発や被害者支援のため、支援活動の周知や関係機関との連携に努める。

【担当課】安全安心まちづくり課(少年相談センター)

- 県や近隣市町村の女性相談窓口と連携し、DV被害者の情報の共有化を図り庁内の支援体制の充実を図る。

【担当課】人権男女共同参画課

3) 相談窓口の周知と専門カウンセラーを育成する。

- 県などの関係機関と連携し、市の広報やパンフレット等の配布により相談窓口の周知と虐待防止等に関する啓発に努める。

【担当課】子ども未来課、介護保険課

- 相談員の資質向上のため、研修会等に積極的に参加し、各種相談業務に必要な資格取得等の推進を図り、窓口の充実に努める。

【担当課】子ども未来課、安全安心まちづくり課、介護保険課、人権男女共同参画課

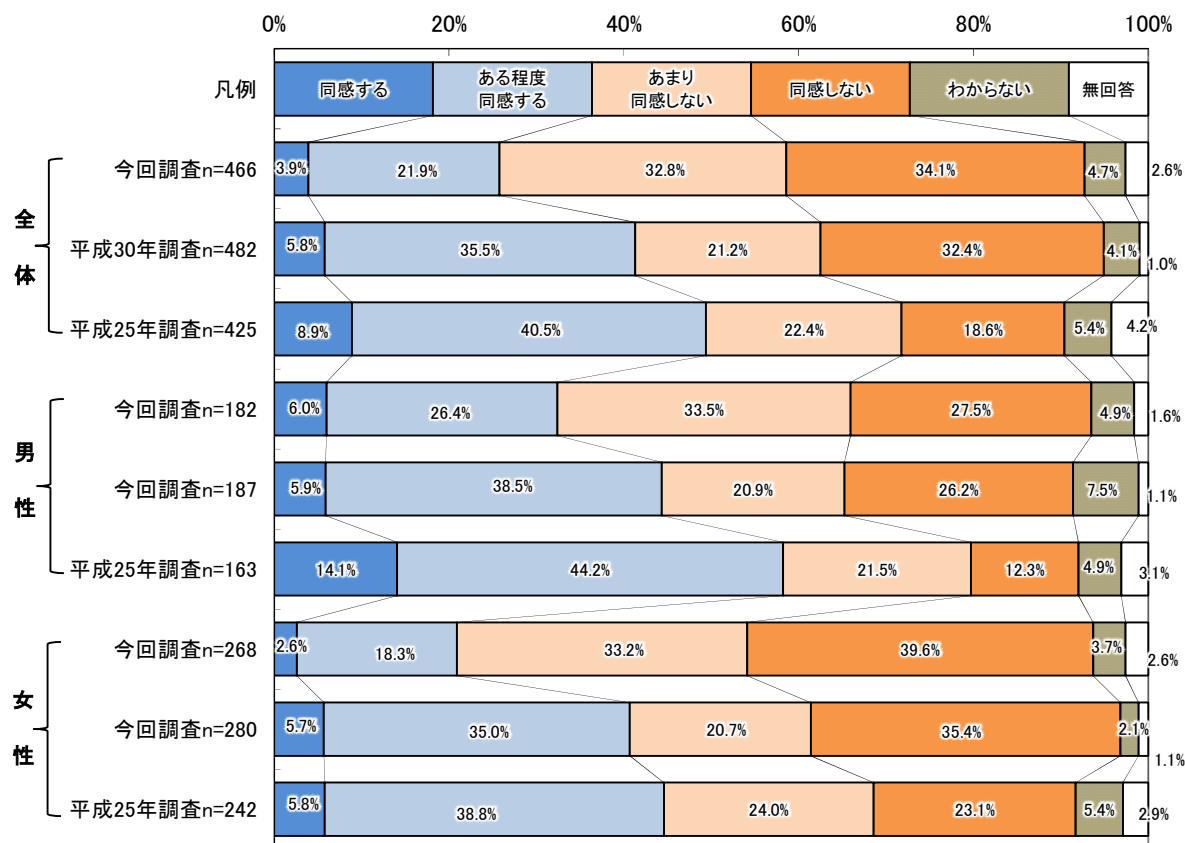
第5節 男女共同参画社会の実現に向けた啓発・教育の推進

(1) 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の推進

人々の意識のなかに長い時間をかけて形成されたものに、「性別役割分担意識」があります。この意識は「ジェンダー」（性別による生き方の枠づけ）の典型的なものであり、この性別役割分業に「反対（同感しない）」の割合の高くなることが、男女共同参画意識の浸透度を示すものとして重要視されています。この「男は仕事、女は家庭」に「同感しない／あまり同感しない」市民の割合は、前々回（平成25年）調査で41.0%、前回（平成30年）調査で53.6%と半数を超え、令和4年度調査では全体で66.9%と3人に2人の割合を占めるに至っています。男女別で見ると、「反対（同感しない）」の割合は男性が61.0%、女性では72.8%に達しています。しかもその際、一定の留保の込められた「あまり同感しない」ではなく、はっきりと「同感しない」を選んだ人が、全体で34.1%（女性では39.6%）と高率となっています。明確な確信をもって性別役割分業（「男は仕事、女は家庭」）を否定する市民が増加しつつあることがうかがえます。

以上をふまえ、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、人権に配慮し、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、固定観念を打破するとともに、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響が生じないように、男女双方の意識改革と理解の促進を図る必要があります。また、市民一人ひとりの意識改革や動機づけを図るため、各種イベント・学習会の開催等を中心とした効果的な広報活動等、行政が中心となった積極的な取り組みが重要です。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について〔全体、性別〕（前回、前々回調査比較）



※令和4年度市民意識調査

◎ 具体的施策

①男女共同参画に関する啓発活動の推進

1) 国や県の男女共同参画強調週間に各種啓発活動を推進する。

- 国の「男女共同参画週間(6月23日～29日)」や県の「男女共同参画の日(11月第4土曜日)」の強調週間に男女共同参画の特集等を広報・ホームページに掲載する。

【担当課】人権男女共同参画課

- 強調週間に男女共同参画をテーマとした絵画や川柳、標語等の作品を市民から募集し、施設での展示や市の広報等で市民への啓発を行う。

【担当課】人権男女共同参画課

2) 年代間や世代間において、対象に応じた効果的な啓発活動を推進する。

- 関係各課と協働で様々な年代に応じた各種講座を開催し、学習・情報の提供を行う。

【担当課】生涯学習課、健康増進課(保健センター)、人権男女共同参画課

3) 事業所・事業主等に対する啓発活動を推進する。

- 事業所・事業主に対し「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」等の理解・認識を図るため、市広報やパンフレット等で男女平等意識の浸透を図る。

【担当課】産業振興課、人権男女共同参画課

②男女共同参画に関する各種広報媒体の充実

1) 他市町村における男女共同参画プランに関する資料を収集・提供する。

- 人権センターや市民図書館で男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供に努める。男女共同に関する図書の紹介を人権センターだより「よかかぜ」に掲載する。

【担当課】生涯学習課(市民図書館)、人権男女共同参画課

- 人権センターや市民図書館に市町村の男女共同参画プランを備え、市民が自由に閲覧できるよう図る。

【担当課】生涯学習課(市民図書館)、人権男女共同参画課

2) 市の広報等による男女共同参画に関する情報の提供を図る。

- 市広報やホームページ等で男女共同参画に関する情報を掲載し、市民の意識の高揚を図る。

【担当課】人権男女共同参画課

3) 男女共同参画に関する法令等の周知を図る。

- 「男女共同参画社会基本法」や「中間市男女共同参画推進条例」等の法令を、人権センターだより「よかかぜ」等に掲載し市民に周知する。

【担当課】人権男女共同参画課

(2) 生涯を通した男女平等教育と教育・学習機会の充実

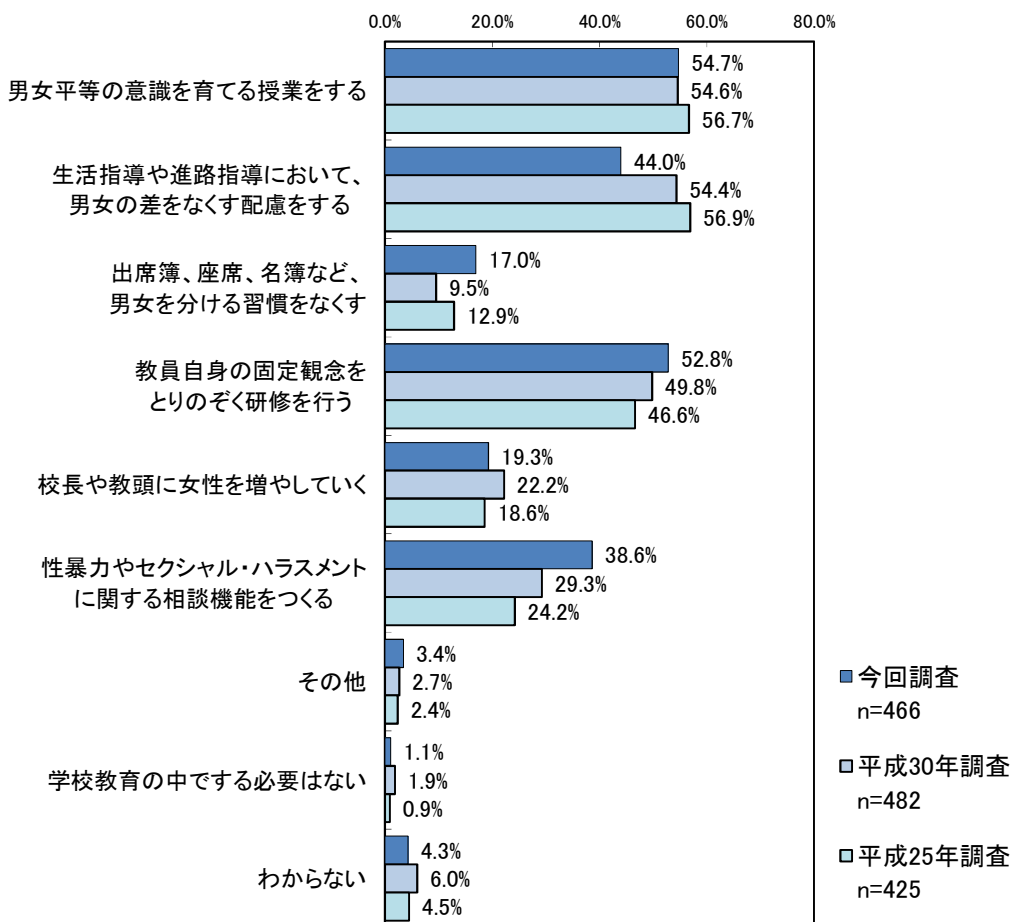
本来、子どもは性別にかかわらず、一人ひとりに多様な能力や個性が備わっています。そのため、子どもの成長過程において、「男女の不平等意識」や「固定的性別役割分担意識」にとられない生き方を選択できるような教育環境が必要です。

令和4年度市民意識調査によると、「男女平等の意識を育てる授業をする」(54.7%)が最も高く、次いで、「教員自身の固定観念をとりのぞく研修」(52.8%)となっており、男女平等意識を育成する授業や指導者の資質向上を要望する人が多いことがうかがえます。前回調査と比べて「教員自身の固定観念をとりのぞく研修」と「性暴力やセクシャル・ハラスメントに関する相談機能をつくる」が増加傾向を示しています。このような状況をふまえ、発達段階に応じ、「家庭」、「学校」、「地域」における男女平等の視点に立った教育・学習を推進することが重要です。

また、人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、多様な学習機会の整備が進められています。学校教育の場だけでなく、生涯を通して男女共同参画の理念や意識の形成が必要であり、さまざまな機会をとらえた意識啓発・学習の推進が必要です。

このほか近年活発になっているIoTやビッグデータ、AI等の最先端の技術開発及びその技術を活用した製品やサービス提供等においても、男女が共に参画し、その恩恵を享受できることが重要です。今後は研究職・技術職に進む女性を増やすべく、女子中高生、保護者、教員等における科学技術系の進路への興味関心や理解を向上させるための取組により女性の理工系進路選択を促進し、女性の科学技術人材を育成することも課題となっています。

男女平等実現のために学校教育の場で力を入れるべきこと [全体] (前回、前々回調査比較)



※令和4年度市民意識調査

◎ 具体的施策

① 幼児期における男女平等教育の推進

1) 市立保育園における男女平等教育を推進する。

- 乳幼児期から一人ひとりの個性や能力を尊重する教育を推進するために、園内研修等を実施し、保育士一人ひとりの意識向上に努める。

【担当課】こども未来課(さくら保育園)

2) 保育所、幼稚園における教職員、その保護者等に対する研修会を実施する。

- 市内の保育所・幼稚園を通じて、教職員や保護者へ、より多くの人が参加できるよう工夫し、男女共同参画の研修会への参加を働きかける。

【担当課】こども未来課、人権男女共同参画課

② 学校における男女平等教育の推進

1) 男女平等の視点に立った人権教育、性教育等を充実する。

- 全教育活動を通して、人権尊重の視点に立った人権教育の充実を図る指導を行い、男女が互いに責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる教育の充実を図る。

【担当課】学校指導課

2) 教育関係者に対する男女共同参画に関する研修を充実する。

- 教職員を対象に男女共同参画の研修会を実施し、その研修内容の精選・深化・充実を図る。

【担当課】学校指導課、生涯学習課

③ 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた学習（生涯学習）の推進

1) 男女共同参画のための学習機会の充実を図る。

- 地域の公民館等を利用し、男女共同参画社会の実現に向けた学習会等を開催する。

【担当課】生涯学習課、人権男女共同参画課

- 男女共同参画講座の開設等、市民が幅広く参加できるよう情報の提供を行う。

【担当課】生涯学習課、人権男女共同参画課

第4章 推進体制の整備

この中間市男女共同参画プランに掲げた「計画の基本理念」に基づき、施策の展開を推進し、プランの実効性を確保するためには、市長をトップとする行政による推進体制の確立はもとより、市議会をはじめ、地域、職域、学校及び各年代層におけるすべての住民の理解と協力が求められます。

中間市男女共同参画プランに掲げた施策の展開にあたっては、具体的施策の実効性を高めるための「行動計画」を策定し、施策を具体化し推進を図ります。

その進行管理のため「中間市男女共同参画推進委員会・幹事会」による情報収集、施策展開の進捗度の検証、「中間市男女共同参画推進委員会」及び「中間市男女共同参画審議会」による精査、監修のもと、それらから整理された状況について、広く市民に公開し意見・提言を求めていきます。